

全銀協SDGsレポート 2024-2025



Contents

はじめに	4
全銀協におけるSDGs推進体制と主な取組項目	6
全銀協の2024年度活動状況	11
1 SDGs/ESGに関する会員銀行の取組みの一層の推進	11
2 2050年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとしたサステナブルな社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮	14
3 地域経済の活性化、地方創生への取組み	19
4 金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上	20
5 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等	25
6 デジタル化の推進と安心・安全かつ利便性の高い金融サービスの提供	28
7 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応	32
8 人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実	34



会員銀行の取組み 37

1 金融経済教育に関する取組み 38

4 高齢者・障がい者等の対応に関する取組み 51

2 環境に関する取組み 40

5 貧困に関する取組み 52

3 ダイバーシティ推進に関する取組み 45

6 ESG 融資等・地方創生に関する取組み 54

有識者コラム 56



はじめに

2024年の国内経済は、2024年1月に発生した能登半島地震の影響が残る北陸地方など一部に弱さが見られるものの、コロナ禍を乗り越えて回り始めた経済の好循環が、定着に向けて着実な進展をみせました。また、世界経済は、インフレ圧力が徐々に和らぐもとの、米国経済をはじめ底堅い成長を見せ、全体としては安定的に推移しました。加えて、日本銀行が17年ぶりの利上げに踏み切り、「金利ある世界」が再来するなど、銀行界にとっても大きな節目の年となりました。

こうした環境のもと、全銀協では、2024年度を「パラダイムシフトが進展するなか、わが国経済の好循環の定着に貢献していく一年」と位置づけ、引き続きSDGsの取組みを推し進めて参りました。

具体的には、カーボンニュートラルの実現に向けた銀行界としての取組みに関し、国内外の市中協議に意見を提出したほか、カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブを踏まえ、関連する特設サイトの更新や全銀協CNI Compass Programの開催を通じての情報共有を図りました。

そのほか、安心・安全かつ利便性の高い未来志向の金融インフラを追求するために、引き続き、手形・小切手の電子化や地方税目のQRコード納付などを推進するとともに、深刻化する金融犯罪への対応も進めて参りました。

今般、これらの活動を含めた活動実績等を「全銀協SDGsレポート2024-2025」として取りまとめました。

2016年からスタートしたSDGsは折り返し地点を迎え、2030年に向けてさらに一層、その実現に向けて積極的に取り組むことが求められています。全銀協は、高い緊張感と使命感を持ってわが国を取り巻く環境を俯瞰し、様々なステークホルダーとの真摯な議論を通じて、SDGsの具体的な課題の解決・実現が図られるよう、会員銀行の取組みを精一杯後押ししていく所存です。本レポートの発刊により、銀行界におけるSDGsに関する具体的な取組みを一層進めることができれば幸いです。

2025年3月
一般社団法人全国銀行協会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



全銀協における SDGs 推進体制と主な取組項目

①経緯等

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が採択され、国連に加盟するすべての国が2016年から2030年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言しました。日本政府においても2016年5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置されて以降、2023年3月に「SDGsアクションプラン2023」が決定、2023年12月にSDGs実施指針が改定されるなど、取組みが進められています。

金融界では、ESG（Environment（環境）・Social（社会）・Governance（ガバナンス））の課題を考慮してファイナンスを行うESG金融やサステナブルファイナンス、TCFD^{*}提言等を踏まえた非財務情報開示（サステナビリティ開示）に関する議論が進捗するなか、気候変動問題への対応についても、金融機関が果たすべき役割に対する期待は引き続き高い状況が続いています。

銀行界においては、これまでもお客さまへのサービス提供、社会インフラの一端を担うという点での金融インフラの整備、社会貢献活動の実施等の観点で、様々な取組みを行ってきたところですが、SDGsに掲げられている諸課題に対する取組みを中長期的視点で強化するため、2018年3月、全銀協におけるSDGsの推進体制およびSDGsの17目標と関連づけた取組項目を決定し、必要な見直しを行いながら、具体的な取組みを推進してきたところと

^{*}TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）

TCFDは、G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受けて作られ、2017年6月に企業の気候関連変動開示に関する提言等を公表。その取組みは、2023年6月に国際的に統一されたサステナビリティ開示基準であるIFRSサステナビリティ開示基準として結実。現在、気候関連情報開示の進捗を監視する責任は、IFRS財団に引き継がれている。

②SDGs 推進体制

SDGsの課題は非常に多岐にわたるとともに、中長期的に取り組むことが肝要です。このため、全銀協のあらゆる検討部会が横断的に関与し、腰を据えた対応ができるよう、企画委員会の傘下に「SDGs/ESG推進検討部会」を設置し、関連する各検討部会と連携しつつ、SDGsに関する全体施策を推進する体制を構築しています。具体的には、SDGs/ESG推進検討部会を中心に、SDGsに関する施策の立案（P）、全般の対応を行いつつ、案件により関連する検討部会に業務を委嘱できる体制（D）とし、進捗状況を定期的に確認・必要な見直しをするとともに（C・A）、年次ベースで総括する（PDCAサイクルを回す）ことで、刻々と変化する社会情勢や銀行界を取り巻く環境を踏まえ、中長期的にSDGsの課題に取り組むこととしています。

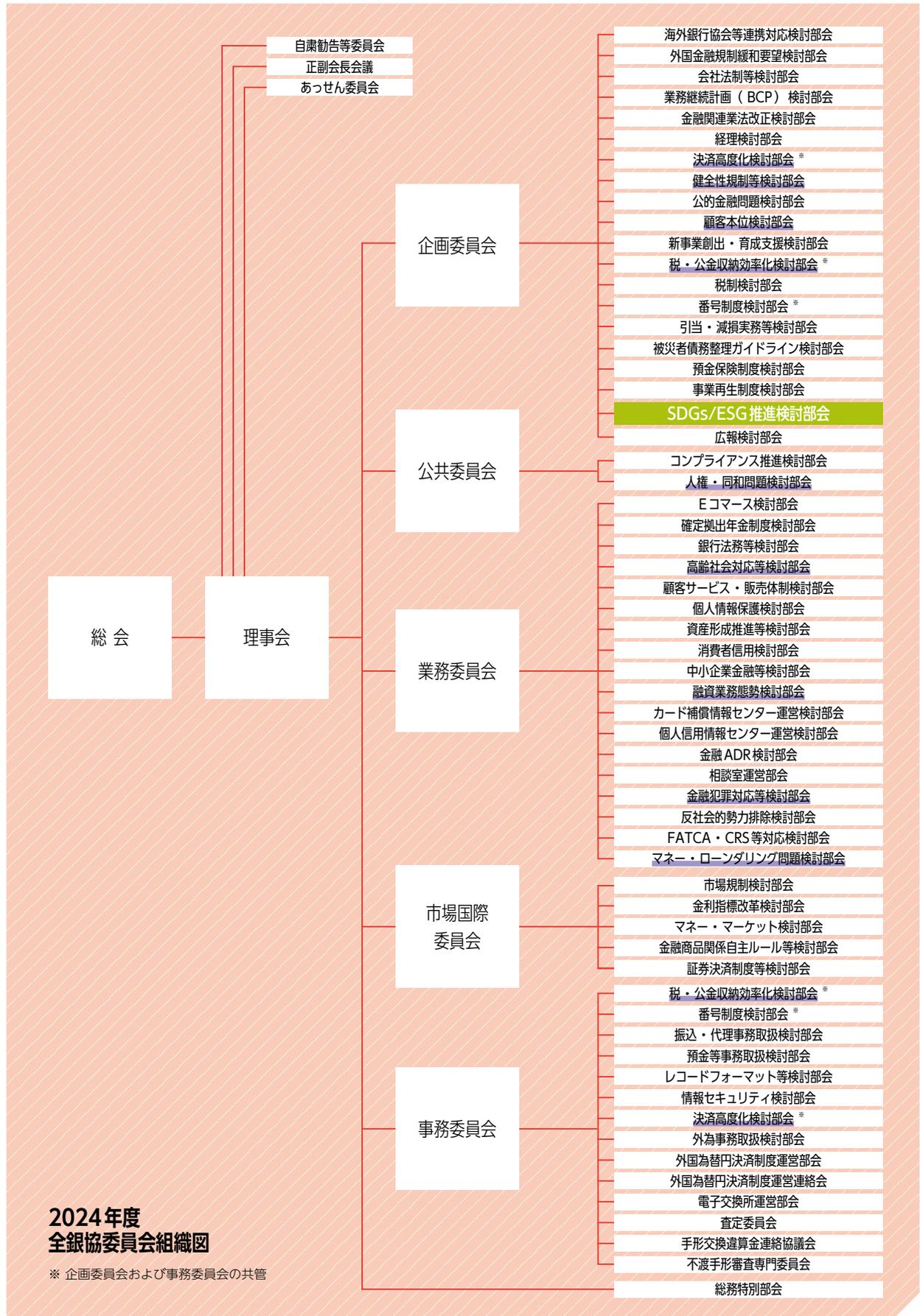
2024年度の推進体制は7頁のとおりです。

③全銀協の主な取組項目

全銀協は、2018年3月の理事会において主な取組項目を決定した後、必要な見直しを行いながら具体的な取組みを推進してきました。2024年度の主な取組項目は8～10頁のとおりです。

2024年度 全銀協 SDGs 推進体制

※下線部は関連する検討部会



SDGs 推進体制と主な取組項目

全銀協の2024年度活動状況

会員銀行の取組み

有識者コラム

2024年度 主な取組項目

課題（大項目）	課題（中項目）	2024年度の具体的な取組み
1. SDGs/ESGに関する 会員銀行の取組みの 一層の推進（共通） 【担当：SDGs/ESG推進検討 部会】	SDGs/ESGに関する会員 銀行の取組みの一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの主な取組項目のフォローおよび銀行界を取り巻く環境等を踏まえた所要の見直し SDGsに関する会員銀行の取組状況等を把握するためのアンケート調査の継続実施および会員銀行の取組み周知・促進等を目的とした「全銀協SDGsレポート」の公表等による情報提供
 2. 2050年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとした サステナブルな社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮（目標⑦、⑫、⑬、⑭、⑮） 【担当：SDGs/ESG推進検討部会、健全性規制等検討部会】	(1)2050年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとしたサステナブルな社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮	<ul style="list-style-type: none"> エンゲージメントに関する会員銀行の取組支援、関係経済団体等を招いた勉強会の開催 サステナブル・ファイナンスに関する評価軸・基準等の動向のフォロー、先駆的な取組事例の共有、関係省庁の審議会等への参画および意見発信 トランジション・ファイナンスやインパクト・ファイナンスの動向など、サステナブル・ファイナンスの進捗に向けた議論のフォローと発信、中小企業団体等との連携深化を踏まえた政府への支援策等の要望 企業および会員銀行のサステナビリティ・非財務情報開示の充実に向けた取組状況の把握、IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）および金融審議会等、国内外の検討状況等のフォローおよび意見発信 気候変動リスクに関する国内外の議論への参画、関係省庁の検討状況のフォローおよび意見発信 自然資本・生物多様性に関する国際議論のフォローおよび、TNFDフォーラムなども活用した機動的な情報収集
	(2)2050年カーボンニュートラルに向けた会員銀行の取組状況等に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 経団連の「カーボンニュートラル行動計画」および「循環型社会形成自主行動計画」をはじめとする銀行界の各種取組みに関する進捗状況および新たな全銀協目標の達成具合を把握するためのフォローアップ調査の継続実施（会員銀行のCO₂排出量、再生紙および環境配慮型用紙購入率、紙のリサイクル率、「通帳不発行型商品」の会員銀行の導入率、長期温暖化対策、プラスチック関連目標、生物多様性等）
 3. 地域経済の活性化、 地方創生への取組み （目標⑧） 【担当：融資業務態勢検討部 会】	地域経済の活性化、地方創生への取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生に関し、まち・ひと・しごと創生本部をはじめとする関係省庁・自治体・機関等の施策のフォローや、調査協力・周知依頼等に対しての必要な対応等の実施 会員銀行における地方創生に関する取組事例の調査とともに、対外的な情報発信の実施 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」等を通じた地方創生に係る情報収集を行うとともに、必要に応じた会員銀行への情報還元など地方創生に関する個別行の取組みのサポートの実施

課題（大項目）	課題（中項目）	2024年度の具体的な取組み
 <p>4. 金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上（目標④） 【担当：SDGs/ESG推進検討部会、顧客本位検討部会】</p>	<p>全銀協、会員銀行における金融経済教育活動の拡充ならびに同活動をより公益的な活動として推進することを目的とした関係金融団体等との連携強化</p>	<p>（金融経済教育推進機構設立等に向けた対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育推進機構の設立・運営への適切な関与 同機構の設立も踏まえた他の金融関係団体等との適切な連携 <p>（全銀協の活動の抜本的な見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育に対するニーズ・関心の高まりを踏まえ、金融経済教育推進機構の設立を踏まえた全銀協としての金融経済教育活動の実施および同機構への適切な移管・引継ぎ等 <p>（他金融団体等との連携施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育推進機構の設立を踏まえたうえで、国民の金融リテラシーの向上および子ども・若者の貧困問題解決への貢献を目的とした日本証券業協会とのMOU にもとづく所要の活動の実施等
 <p>5. 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等（目標⑧） 【担当：高齢社会対応等検討部会、SDGs/ESG推進検討部会、人権・同和問題検討部会】</p>	<p>高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等に向けた取組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢顧客との金融取引に係る政府・関係団体の動向や会員銀行における取組状況等のフォローと、必要に応じた会員銀行への情報提供の実施とともに、金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方の更新や新たな考え方の策定等の検討・実施 バリアフリーに関する会員銀行の取組状況等を把握するためのアンケート調査の継続実施、関係省庁等における議論のフォロー・ヒアリング等での意見発信および会員銀行への情報提供等
 <p>6. デジタル化の推進と安心・安全かつ利便性の高い金融サービスの提供（目標⑨） 【担当：決済高度化検討部会、税・公金収納効率化検討部会】</p>	<p>(1)関係省庁および関係産業団体への働きかけや、電子インボイスとのシームレスな連携を通じた全銀EDIシステム（ZEDI）の利活用促進</p> <p>(2)手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組み促進</p> <p>(3)税・公金収納の効率化の促進（納税通知書等のデジタル化や地方税統一QRコードの税・公金における活用の促進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全銀ネットと ZEDI の開発状況の連携 ZEDI の利活用促進に向けた、関係省庁および関係産業団体への継続的な働きかけの実施 <ul style="list-style-type: none"> 金融界において策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづいた、最終目標（2026年度末までに交換枚数をゼロにする）の達成に向けた金融界の取組状況のフォローアップとともに、中間的な評価の実施と、電子交換所のあり方等の検討 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた、金融庁・中企庁等の関係省庁との連携のうえ、産業界への働きかけの実施 手形・小切手機能の電子化に係る周知・広報のでんさいネットとも連携のうえでの実施 手形・小切手以外の交換証券類（その他証券類）について、関係機関・関係省庁とも連携のうえ、交換枚数の極小化に向けた取組みの実施 <ul style="list-style-type: none"> 地方税のeL-QR付与対象税目の拡大状況および地方公金へのeL-QRの活用範囲の拡大について政府動向の注視 会員銀行ヒアリング等を通じて税・公金の電子納付に関する課題を把握するとともに、関係先に対して、税・公金の電子納付の推進等に関する要望活動の実施、学費の電子化については、規制改革推進会議における議論を踏まえた今後の動向のフォロー 税・公金の電子納付の普及促進に向けて、効果的と思われる施策（特別徴収地方税、国庫金等の新たな電子納付スキーム、地方税の納税通知書等のデジタル化を含む）の検討・実施

課題（大項目）	課題（中項目）	2024年度の具体的な取組み
 7. 金融犯罪およびマネー・ローndリング、FATFへの対応 (目標16) 【担当：金融犯罪対応等検討部会、マネー・ローndリング問題検討部会】	(1)金融犯罪の被害防止	<ul style="list-style-type: none"> • 特殊詐欺やフィッシング詐欺等の金融犯罪の犯罪動向を踏まえた取組みの充実（金融犯罪防止啓発活動の実施等） • インターネットバンキング等に関連する不正出金などの足下の犯罪手口を踏まえた、会員銀行向けの情報提供・注意喚起や顧客向け周知広報等の施策の検討・実施
	(2)AML/CFT 態勢の高度化	<ul style="list-style-type: none"> • FATF に関する情報提供および対応の検討 • AML/CFT 動向の情報収集、先進的な取組み、重要文書翻訳等の情報提供 • 顧客向けの周知広報活動の実施 • マネロン対応高度化官民連絡会等による当局と他業態（協同組織金融機関を含む）との連携の強化
 8. 人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実 (目標5、10) 【担当：人権・同和問題検討部会、SDGs/ESG 推進検討部会】	人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> • 関連情報の提供（人権講演会の開催、人権だよりの発行等） • 人権啓発活動支援の実施等（人権テキストの作成、人権啓発標語の募集・表彰等）
	人的資本に関する理解や取組促進に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> • 会員銀行の人的資本に関する理解や取組促進に向けた支援の実施

全銀協の2024年度活動状況

全銀協はSDGsの17目標に関連づけた8つの主な取組項目を掲げ、2024年度の取組みを推進してきました。各取組みの概要と2024年度の成果等を紹介します。

1 SDGs/ESGに関する 会員銀行の取組みの一層の推進



SDGsの17目標の達成に向けた銀行界共通の取組みとして、会員銀行の取組状況の把握・支援等を目的に、SDGs/ESGに関するアンケート調査の実施や、全銀協および会員銀行の取組事例等のレポートでの紹介等を行っています。

① SDGs/ESGに関するアンケート調査

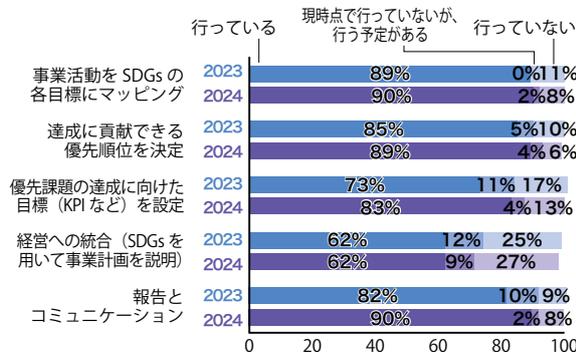
会員銀行の取組状況等を把握するとともに、その結果の還元による会員銀行の取組みの一層の推進を目的として、正会員を対象にSDGs/ESGに関する各行の取組みの実態を調査し、その集計結果を還元しています。2024年度の調査（2024年7月末時点）では113行から回答があり、SDGs/ESGに関する取組みに着実な進展が見られていることが確認できる結果となりました。

また、同調査では、「女性版骨太の方針2024」において、全銀協を含む業界団体が地域のリーディングカンパニーの取組みを把握し、各地域での女性活躍推進に関する企業の好事例を周知・啓発することが求められていることを踏まえ、ダイバーシティに関する項目を拡充し、会員の取組み状況を調査・取りまとめています（詳細は12頁～13頁、45頁～50頁をご参照ください）。今後も、会員銀行のさらなる取組みを支援するため、項目の更新など必要な対応を行いながら、継続的にアンケート調査を実施する予定です。

2024年度 SDGs/ESG アンケート調査の結果（概要）

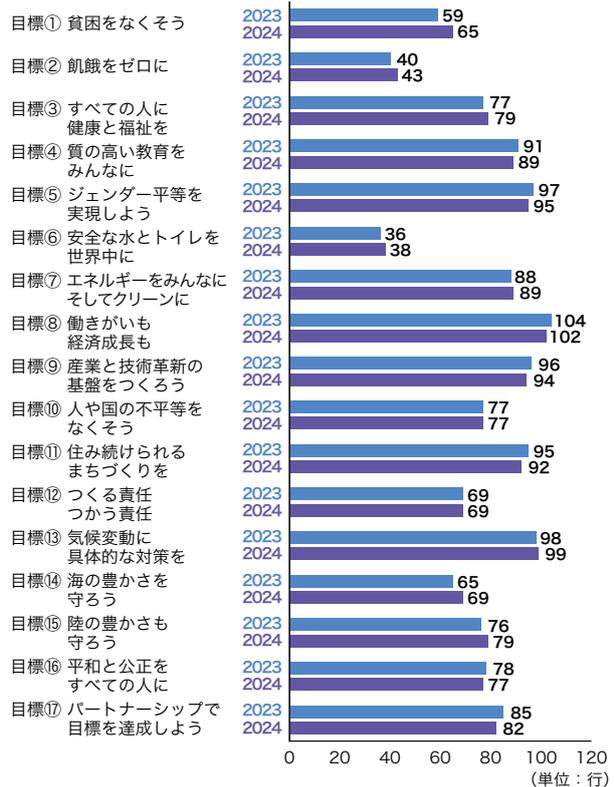
※ 2024年7月末時点

- 回答があった113行中83行（73%）がSDGs/ESGに関する取組みについての専門部門・部署を設置して対応している（2023年度：76行（67%））。
- 回答があった113行中110行（97%）がSDGs/ESGに関する取組みについて情報開示をしている（2023年度：111行（97%））。
- SDGs/ESGに関する会員銀行の取組みの状況



SDGs17目標のうち会員銀行が取り組んでいる目標

（複数回答）



以下のデータを含むダイバーシティについての説明は、本レポート34頁参照。

2024年度SDGs/ESGアンケート調査のうち、ダイバーシティに関連したデータ（概要）

（回答数113行）

項目	回答数（割合）
役員の状況（※1）	
女性役員比率（平均）	8.8%
女性の役員比率のKPIを設定している	10行（9%）
管理職の状況（※2）	
女性管理職比率（平均）	20.0%
女性の管理職比率のKPIを設定している	93行（82%）
目標達成（KPI）に向けた行動計画の策定有無	
女性の役員比率のKPI／女性の管理職比率のKPIを設定している場合の目標達成に向けた行動指針の策定有無	84行（90%） （※3）
目標（KPI）達成に向けた行動計画の内容（※4）	
1. 役員・管理職育成のための研修・セミナー・交流会等の実施	71行（85%）
2. 外部研修会や交流会への職員派遣	47行（56%）
3. 役員等による役員候補者の育成（メンター、スポンサーシップ制度等）	24行（29%）
4. サクセッションプランの策定等による管理職、役員登用にに向けた計画的な人材育成	24行（29%）
5. 各人の特性や希望等を踏まえた個別の育成プラン策定	22行（26%）
6. 職種再編の実施（一般職の廃止・総合職への採用の一本化等）	23行（27%）
7. 意欲能力のある者の抜擢登用・業務機会の拡充（早期の地方転勤、基幹業務への配置等）	40行（48%）
8. 女性の配置割合が低い部署・職務への積極配置	29行（35%）
9. 就業継続や育児・介護との両立支援、ワークライフバランスの向上に向けた職場環境、人事制度等の整備（転勤地域の制限やテレワーク、フレックスタイム制度、時間単位の成果による評価の導入等）	74行（88%）
10. 経営トップからのメッセージ発信やコミットメント	26行（31%）
11. 社員、管理職、役員等へのアンコンシャス・バイアスやダイバーシティに関する研修等の実施	50行（60%）
12. 女性特有の健康課題のサポートとなるツールの展開や外部サービスとの提携、研修の実施	28行（33%）
13. その他	20行（24%）
男性の育児休業等取得率に係るKPI設定の有無	88行（78%）
男女間賃金格差解消等に関する対応	
男女間賃金格差解消に係るKPI設定の有無	14行（12%）
男女間賃金格差解消のための具体的な取組内容	
1. 男女間賃金差異の現状について要因分析	78行（69%）
2. 男女間賃金差異の現状についての要因分析を踏まえた取組みの検討	55行（49%）
3. 役員・管理職育成のための研修・セミナー・交流会等の実施	67行（59%）
4. 外部研修会や交流会への職員派遣	58行（51%）
5. 役員等による役員候補者の育成（メンター、スポンサーシップ制度等）	20行（18%）
6. サクセッションプランの策定等による管理職、役員登用にに向けた計画的な人材育成	27行（24%）
7. 各人の特性や希望等を踏まえた個別の育成プラン策定	24行（21%）
8. 職種再編の実施（一般職の廃止・総合職への採用の一本化等）	46行（41%）
9. 意欲能力のある者の抜擢登用・業務機会の拡充（早期の地方転勤、基幹業務への配置等）	53行（47%）
10. 女性の配置割合が低い部署・職務への積極配置	33行（29%）
11. 就業継続や育児・介護との両立支援、ワークライフバランスの向上に向けた職場環境、人事制度等の整備（転勤地域の制限やテレワーク、フレックスタイム制度、時間単位の成果による評価の導入等）	91行（81%）
12. 経営トップからのメッセージ発信やコミットメント	32行（28%）
13. 社員、管理職、役員等へのアンコンシャス・バイアスやダイバーシティに関する研修等の実施	67行（59%）
14. その他	5行（4%）

女性活躍推進に係る課題等	
女性活躍推進に係る課題となっていると考えられる項目について、該当するものを選択	
1. 女性の役員や部長等の候補が少ない	91行 (81%)
2. 女性の役員や管理職登用に對する意欲を引き出す取組み等が不十分	59行 (52%)
3. 女性登用に對する社内の意識醸成が不十分	28行 (25%)
4. 職種や部門によって女性比率や女性活躍状況に偏りがある	81行 (72%)
5. 旧来のコース別雇用管理や法人営業等の基幹業務に男性が配置されていたこと等の影響が残っている	73行 (65%)
6. 転勤によるキャリアアップと育児等との両立が困難	27行 (24%)
7. 経営トップのコミットメントやメッセージが不十分	5行 (4%)
8. 経営戦略に位置付けられていない	6行 (5%)
9. 男女間賃金差異の解消	19行 (17%)
10. その他	7行 (6%)
上記で「2. 女性の役員や管理職登用に對する意欲を引き出す取組み等が不十分」と回答した場合の理由として考えられる項目 (※5)	
1. 女性の役員や管理職のロールモデルの育成が不十分	54行 (92%)
2. 女性の役員や管理職を目指しやすい制度や働き方が整っていない	19行 (32%)
3. 現在の管理職の業務負荷が大きく、硬直的な働き方となっている	35行 (59%)
4. 女性の役員や管理職を目指す女性の障壁となっている各々の事情を丁寧に汲み取ることやその対応ができていない	24行 (41%)
5. その他	2行 (3%)
女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業向けの商品、サービスの内容 (※6)	
1. 女性の活躍や登用に積極的に取り組む企業に対する融資の取扱い	34行 (71%)
2. 女性起業家や女性経営者に対する融資の取扱い	11行 (23%)
3. その他 (例) 就労している女性向けの4つの特典が受けられる住宅ローン商品の取扱い、女性起業家の支援を目的としたセミナーの開催など	19行 (40%)

- ※1 会社法上の役員（取締役、会計参与及び監査役）、並びに職務内容及び責任の程度が「役員」に相当する者（職務内容の定義及び責任の程度が「役員」に相当すると判断されれば、呼称は問わない（女性活躍推進法で定義されるもの）。
- ※2 「課長級」と「課長級より上位の役職（役員除く）」にある労働者の合計（女性活躍推進法で定義されるもの）。
- ※3 割合（％）は、女性の役員比率のKPIと女性の管理職比率のKPIのいずれかを設定していると回答した銀行数、および、その両方のKPIを設定していると回答した銀行数を合算したもの（＝93行）を分母として計算。
- ※4 割合（％）は、目標達成（KPI）に向けた行動計画を策定していると回答した銀行（＝84行）を分母として計算。
- ※5 割合（％）は、「2. 女性の役員や管理職登用に對する意欲を引き出す取組み等が不十分」と回答した銀行（＝59行）を分母として計算。
- ※6 割合（％）は、女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業向けの商品、サービスがあると回答した銀行（＝48行）を分母として計算。

②全銀協SDGsレポートの発行

SDGs/ESGに関する銀行界の取組みについて対外的な発信を強化すること、SDGs/ESGの観点で踏まえた課題に対して会員銀行の理解を深め自主的取組みの推進を一層支援することを目的として、2018年度から「全銀協SDGsレポート」を発行しています。また、日本の銀行界の取組みを広く世界に周知できるよう英語版「JBA SDGs Report」も作成・公表しています。

2024年度の本レポートでは、全銀協の2024年度の主な活動状況についての掲載のほか、会員銀行のSDGsに関する取組事例、直近の国内外の動向に関する有識者のコラム等を掲載しています。

2

2050年 カーボンニュートラル/ ネットゼロへの「公正な移行」をはじめとしたサステナブルな社会の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮



2016年に発効したパリ協定により、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする世界共通の目標が設定されました。わが国においても、パリ協定の目標達成に向けて、2023年5月に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）（同年6月施行）を制定し、今後10年間に官民合わせて150兆円を超えるGX投融資を実行することが決定されました。2024年7月には、官民投資を後押しする脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）が業務を開始し、同機構による債務保証などの金融支援が予定されています。

また、気候変動問題の解決に向けては、生物多様性（ネイチャーポジティブ）や循環経済（サーキュラーエコノミー）との統合的な取組みの重要性も増しています。2022年12月には「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性保全に向けた2030年までの世界共通の目標が設定されました。わが国においても、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されたほか、2024年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

これらサステナブルな社会を実現するうえでは、政府や地方自治体のみならず、社会経済活動の主体の一つである企業の取組みも必要不可欠であり、その重要な要素の一つとなっているのが「情報開示」です。2023年6月、国際会計基準（IFRS）財団内に設置された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、サステナビリティに関する企業の情報開示の国際基準となる「IFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）」を公表しました^{*}。現在、各法域において同基準に係る適用の検討が進められています。

わが国においても財務会計基準機構内に設置されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）で日本版のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の開発が進められており、2023年3月に公開草案が公表され意見募集が行われました。今後、2025年3月までに最終化される予定であり、現在、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、2026年以降の東京証券取引所プライム上場企業に対する、企業規模に応じた段階的な適用義務化に向けた検討が進められています。

また、銀行をはじめとする金融機関に対しては、前記の一企業としての取組みに加え、ファイナンス面での貢献・役割発揮に期待が高まっています。

こうした背景等を踏まえ、全銀協は、SDGsの目標「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「12.つくる責任つかう責任」「13.気候変動に具体的な対策を」「14.海の豊かさを守ろう」「15.陸の豊かさを守ろう」の達成に資するよう、「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」にもとづく取組みや、日本経済団体連合会（経団連）の「カーボンニュートラル行動計画」等への参加・目標設定などを通じて、会員銀行の取組みを推進・支援しています。

^{*}2024年5月、ISSBは、引き続き日本を含む各法域でのISSB基準の適用支援に重点を置いて取り組むほか、新たなテーマとして自然および人的資本に関する基準の開発を検討していくことを公表。

①全銀協イニシアティブにもとづく取組み

銀行界においても、金融・社会インフラとして企業の資金繰りを支えつつ、1.5℃目標の達成に必要なとされる社会経済全体のカーボンニュートラル/ネットゼロの実現を、しっかり支えていくことが喫緊かつ重要な課題となっています。

全銀協は、中長期的な視点に立って、カーボンニュートラルの実現に向けた銀行界の取組みをさらに強化するため、2021年12月、基本方針や重点的に取り組むべき分野を定めた「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定しました。

全銀協は、同イニシアティブにもとづいて、わが国における2050年カーボンニュートラル/ネットゼロの実現に貢献するための様々な施策に取り組んでいます。同イニシアティブは年次で見直しを行っていますが、初版の公表から3年が経過したことを踏まえ、大幅な見直し・更新を実施した「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ2025」を取りまとめ公表しました。

2024年度は、顧客企業と会員銀行担当者が脱炭素経営や気候変動対応について対話する際の参考資料の更新など、顧客企業と会員銀行の円滑な対話（エンゲージメント）に資する環境整備に向けた取組みを実施しました。そのほか、会員銀行向け説明会の開催（11回）や各地の商工会議所等での講演の実施、全銀協気候変動特設サイト^{*}や会員銀行向けに参考情報を集約した情報プラットフォームを通じた情報提供など、産業界・政府関係省庁とも連携しながら、銀行界・産業界の気候変動問題への取組推進に向けた施策に取り組ましました。

^{*}全銀協気候変動特設サイト <https://www.zenginkyo.or.jp/climate-change/>



②海外のサステナブルファイナンス等に関する議論のフォロー・意見発信等

カーボンニュートラルをはじめとしたサステナブルな社会の実現に向けて、トランジションファイナンスをはじめとするサステナブルファイナンスや、気候関連情報を含むサステナビリティ情報開示（非財務情報開示）、気候関連リスクの分析・管理等について、グローバルレベルで議論が進展しています。

トランジションファイナンスに関しては、その信頼性・実効性の担保に向けて、海外当局や民間のイニシアティブを中心に、「移行計画」の策定・開示などに向けた検討が進められています。

サステナビリティ情報開示に関しては、2023年6月に、IFRS財団内に設置されたISSBが、国際的に統一されたサステナビリティ開示基準であるIFRSサステナビリティ開示基準（S1号（サステナビリティ全般）およびS2号（気候関連開示））を公表しました。現在はS1号・S2号の導入支援のほか、自然、人的資本といった新たなテーマのサステナビリティ開示基準の開発等について検討が進められています。

規制化が先行する欧州連合（EU）では、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の下で2024年度から段階的にサステナビリティ情報の開示義務化が開始されており、2028年度からは一定規模以上のEU事業を有するEU域外企業にも適用拡大が予定されています。また、コーポレート・サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令（CSDDD）が2024年7月に発効となり、2027年度から段階的に適用が開始される予定です。

米国においても、2024年3月に米国証券取引委員会（SEC）が「気候関連情報開示ルール」を公表しましたが、各方面から訴訟が相次いだことで翌月に効力が停止されました。その後の政治情勢の変化を踏まえ、米国における動向は引き続き注目されます。

気候関連リスクの分析・管理に関しては、様々な主体（金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）等）において検討が行われています。特に、海外当局や中央銀行では、金融機関の気候関連リスク管理に関するストレステストを試行しており、シナリオ分析に係る具体的な手法や必要となるデータの不足などの課題が指摘されています。これらの状況を踏まえて、NGFSでは、シナリオ分析の高度化に向けて共通シナリオを公表しており、2024年11月に第5版を公表しました。

また、BCBSは、「気候関連金融リスクの実効的な管理・監督のための諸原則」（2022年6月公表）、「気候関連金融リスクに関するよくある質問（FAQ）」（2022年12月公表）、「気候関連金融リスクの開示（市中協議文書）」（2023年11月公表）等を公表し、金融機関に対し気候関連リスクをリスク管理の枠組みに組み込むこと等を求めています。

全銀協は、これらの海外当局を含めた国際的なサステナブルファイナンス等に関する様々な取組みに対して全銀協意見を提出するなど、積極的に意見発信を行っています。

③国内のサステナブルファイナンス等に関する議論のフォロー・意見発信等

日本においても、グローバルな議論を踏まえつつ、サステナブルファイナンス等に関する様々な議論や取組みが行われています。

2024年7月には、金融庁「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」において個人に魅力的なサステナビリティ投資商品の拡充・提供の促進について議論が行われ、「対話から得られた示唆」が公表されたほか、同年8月にはTCFDコンソーシアムから、事業会社や投資家に向けた「移行計画ガイドブック」が公表されました。

また、サステナビリティ情報開示に関しては、財務会計基準機構内に設置されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）において、ISSB基準を踏まえた日本版のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の開発が進められており、2024年3月に公開草案が公表され意見募集が行われました。公開草案で寄せられた意見を踏まえ、2024年度中の最終化が予定されています。また、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」においてはSSBJ基準の適用時期および適用範囲、保証やセーフハーバールール等について議論が行われ、2026年以降、東京証券取引所プライム上場企業に対し、企業規模に応じた段階的な適用義務化に向けた検討が進められています。

全銀協は、金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」をはじめ、関係省庁等の審議会・検討会等にメンバーやオブザーバーとして参加し、銀行界としての考え方を発信するとともに、関係省庁等の対応をフォローし、必要に応じて全銀協意見を提出するなど、積極的に意見発信を行っています。

足元では、環境・社会的な効果（インパクト）の創出を意図するインパクト投資の促進を巡る議論も活発化しており、2023年11月に設立された「インパクトコンソーシアム」には全銀協も参画しています。

④サステナビリティ情報開示調査

近年、銀行界が、気候変動関連の機会・リスクへの対応や、環境・社会などサステナビリティ課題の解決に資する投融資判断等を行うことが一層求められていることを背景に、2018年度から年次で、TCFDによる最終報告書（TCFD提言）を巡る国内外の動向、および投融資ポリシーの国内外の事例等について調査し、その結果を「TCFD最終報告書を受けた取組みと投融資ポリシー策定に関する調査報告書」として取りまとめ、会員銀行に還元してきました。2023年度には、ISSB基準の公表等によるサステナビリティ情報開示を巡る大きな環境変化を踏まえ、同調査報告書を「サステナビリティ情報開示に係る事務局レポート」として刷新しました。2024年度も引き続き、サステナビリティ情報開示を巡る国内外の動向や参考となる開示事例を取りまとめ会員銀行に情報提供を行ったほか、中堅・中小企業を意識したサステナビリティ情報開示の標準化に向けた議論にも参画しました。

⑤カーボンニュートラル行動計画等における目標値の設定およびフォローアップ調査の実施

全銀協は、2001年度から経団連の二酸化炭素排出削減等を目標とする「カーボンニュートラル行動計画」*および再資源化を目標とする「循環型社会形成自主行動計画」*に参加し、目標を設定するとともに、正会員を対象に環境問題への取組状況を把握するためのフォローアップ調査を実施してきました。

*前身にあたる自主行動計画を含む。

【カーボンニュートラル行動計画および循環型社会形成自主行動計画の全銀協目標】

計画	目標	2024年度調査結果（2023年度実績*） ※調査の対象期間は2023年4月～2024年3月であり、正会員114行を対象としている
カーボンニュートラル行動計画	フェーズII目標 2030年度におけるCO ₂ 排出量を2013年度比で51%減	●正会員のCO ₂ 排出量は647,796トン ●目標の基準年度比60.3%減
	2050年目標 社会全体のカーボンニュートラル／ネットゼロへの公正な移行に向けて、銀行界を挙げて推進するとともに、CO ₂ 排出量の実質ゼロを目指す	●2050年を展望した温暖化対策目標について、「設定している」と回答した銀行（2030年ネットゼロを目標とする銀行を含む）は71行、62.3%
循環型社会形成自主行動計画	紙のリサイクル率・再生紙等の購入率等に関する目標	●紙のリサイクル率は90.4%
	紙のリサイクル率・再生紙等の購入率等に関する目標 ・2025年度における紙のリサイクル率を90%以上 (注) 経団連の計画継続を踏まえ、2020年度を目標年度としていた従来の目標を2025年度まで延伸したもの	●再生紙および環境配慮型用紙購入率は77.1%
	紙のリサイクル率・再生紙等の購入率等に関する目標 ・2025年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率を75%以上 (注) 経団連の計画継続を踏まえ、2020年度を目標年度としていた従来の目標を2025年度まで延伸したもの	●通帳不発行型預金商品の取扱いを行う銀行は110行、96.5%
	紙のリサイクル率・再生紙等の購入率等に関する目標 ・2025年度における通帳不発行型預金商品を取り扱う会員銀行数の割合を80%以上 (注) 経団連の計画継続を踏まえ2021年1月に目標設定	●使用後のペットボトルの分別を「行っている」とする銀行は114行、100%
プラスチック関連目標	使用後のペットボトルの分別を会員銀行100%で実施する（目標年度：2030年度）	●使用後のペットボトルの分別を「行っている」とする銀行は114行、100%
	清掃活動等による海洋プラスチックごみを減らす取組みを会員銀行100%で実施する（目標年度：2030年度）	●海洋プラスチックごみを減らす取組みを「行っている」とする銀行は96行、84.2%
	銀行界は資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施する	【取組事例】 ・海岸等の清掃活動の実施 ・プラスチック製品の利用停止等による使用量削減 ・プラスチック製品から紙製品等への切替え
	銀行界は政府方針に沿ったプラスチック関連の対策を行う企業へ積極的な支援を行う	●政府方針に沿ったプラスチック関連の対策を行う企業へ積極的な支援を行う銀行は22行、19.3%

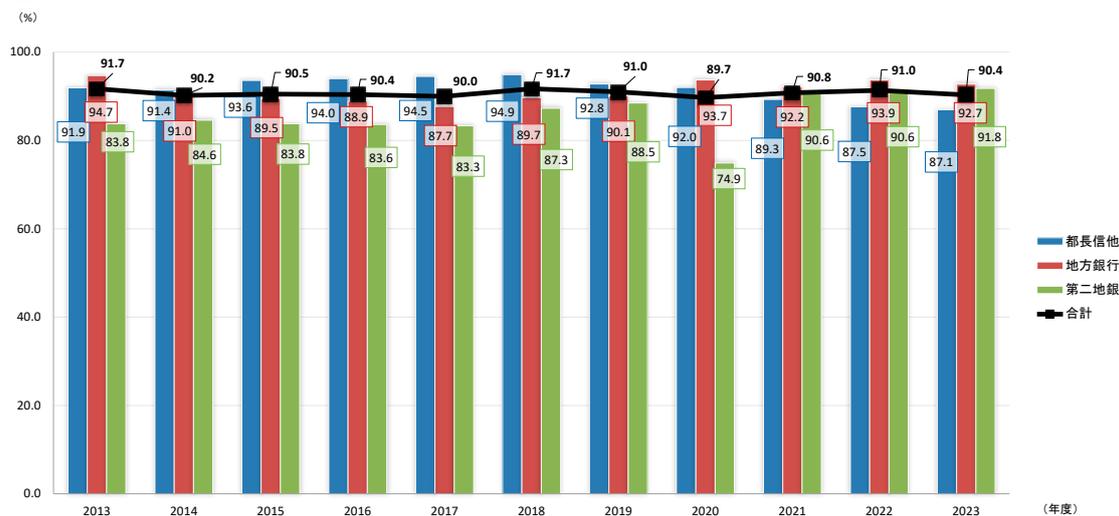
2024年度のフォローアップ調査（2023年度実績）の結果は、前頁の表のとおりです。

このうち、「カーボンニュートラル行動計画」における2030年度目標および2050年目標については、政府における「カーボンニュートラル宣言」や地球温暖化対策計画の閣議決定等の政府動向を踏まえ、2023年1月に目標を見直しています。2030年度における数値目標について、「CO₂排出量の削減率」は目標51%減に対し60.3%減にまで達しており、取組みが着実に進んでいる状況が窺えました。

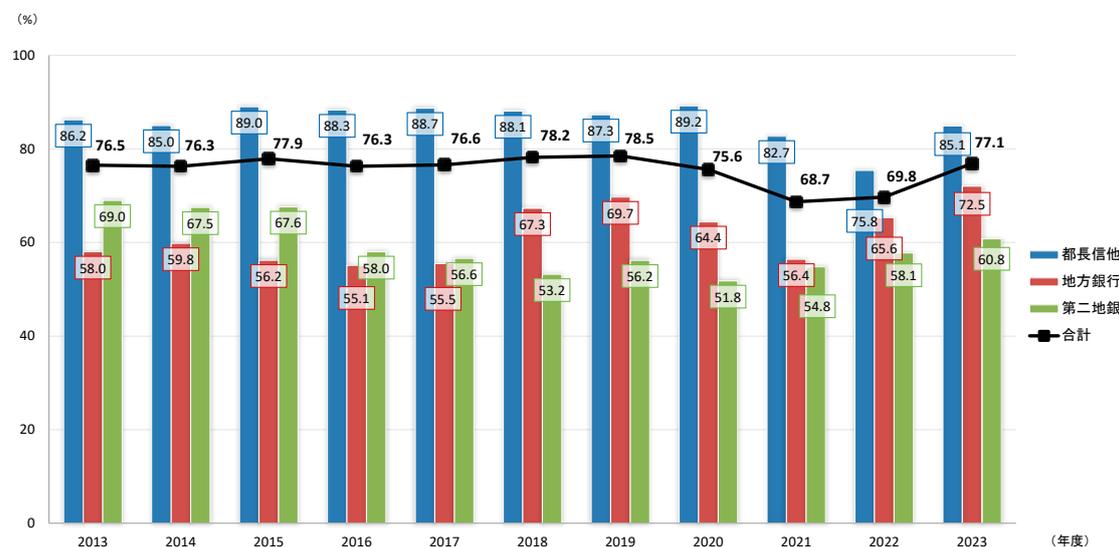
なお、銀行業という業務の性格上、その取組みの中心は各店舗における電力使用量の削減に向けた内容が主となりますが、実施する対策は、各行の状況に応じて多岐にわたります。会員銀行からは、特に効果のあった取組みとして、前回調査に引き続き、省エネ型空調機の導入や高効率照明器具（LED照明等）の導入など、ハード面による省電力の取組みが寄せられたほか、節電対応電気製品の積極的な使用や空調機の稼働時間短縮といった事例が寄せられました。また、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーが多くの銀行で活用されているほか、地球環境問題に関する融資面での対応や同問題への融資以外の対応商品について、引き続き全体の8割以上の銀行から「配慮している」「取り扱っている」との回答が寄せられました。

全銀協は引き続きフォローアップ調査を実施することで、会員銀行の上記目標に向けた取組みが進められるよう取り組んでいきます。

紙のリサイクル率



再生紙および環境配慮型用紙の購入率



3 地域経済の活性化、地方創生への取組み



地方創生への取組みは、SDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものと考えられます。全銀協は、地方創生をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に地域活性化に向けて会員銀行の積極的な取組みを促進していくための取組みを実施しています。

その一環として、2018年度以降、年次で会員銀行の地方創生に関する取組事例のアンケート調査を実施し、その調査結果を会員銀行に還元するとともに、全銀協ウェブサイトにおいて公表しています。

また、本レポートにおいても会員銀行の地方創生に関する取組事例を紹介し、会員銀行の地方創生への取組みの推進を図っています。

全銀協ウェブサイト

「地方創生に関する取組み」<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/sousei/>

会員銀行※の取組事例（2024年度 アンケート調査結果）

- ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
 - 三井住友銀行 神戸市「しあわせの村」の活性化：「わんぱーく！プロジェクト」
 - 三井住友銀行 千代田化工建設・喜界町・三井住友ファイナンス&リース・三井住友銀行の連携による「喜界町地域脱炭素ビジョン」の推進
 - 埼玉りそな銀行 国の登録有形文化財である旧川越支店の利活用「りそなコエドテラス」の開業
 - 三井住友信託銀行 九州版サーキュラーエコノミー構築
- 多様な人材の活躍を推進する
 - りそな銀行 業務プロセス可視化・仕組化ワークショップ「現場がつくる手順書-5BOX5POINT」
- その他
 - みずほ銀行 「地域創生デスク」の設置を通じた地方創生への取組強化
 - 三井住友信託銀行 「建築物等における北山杉の利用促進協定」活動

※地方銀行および第二地方銀行協会加盟行の取組事例は、以下の全国地方銀行協会および第二地方銀行協会のウェブサイト参照

全国地方銀行協会ウェブサイト

「地方創生事例集」https://www.chiginkyo.or.jp/regional_banks/initiative/creation/

第二地方銀行協会ウェブサイト

「地域活性化」https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/region_activate.html

また、全銀協は、内閣府 地方創生推進事務局が2018年8月に設置した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」、国土交通省 国土政策局が2024年10月に設置した「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」に加入しており、同プラットフォームを通じて、会員銀行への情報還元等を図っています。

4

金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上



全銀協は従来から、「銀行の役割・機能等の理解促進」に加え、「家計管理・生活設計」や「金融取引に関する意識・知識等の向上」等、金融リテラシー向上を目的とした金融経済教育活動を積極的に行ってきました。

この金融経済教育の意義・目的は、「金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくこと」（金融経済教育研究会報告書（2013年4月））であり、これは「持続可能なライフスタイルの理解」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「4.質の高い教育をみんなに」の達成に寄与するものです。全銀協の金融経済教育活動については、2024年4月に設立、同年8月に本格稼働した金融経済教育推進機構[※]に移管していますが、引き続き会員銀行における一層の取組推進を図るため、金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に取組みを推進していくこととしています。

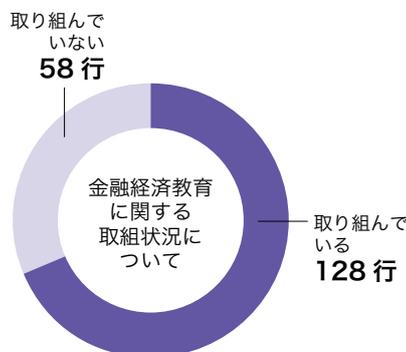
[※]金融経済教育推進機構（J-FLEC）は、幅広い年齢層に向け、かつ、国民各々のニーズに応えた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目的として設立された認可法人。本レポートでは、どこでも出張講座や各種教材など金融経済教育推進機構への移管前に全銀協として実施した活動内容について記載。

①金融経済教育の取組みに関するアンケート調査

会員銀行における金融経済教育活動に関する取組状況等を把握し、その結果を還元することにより会員銀行の取組みを一層促進することを目的として、正・準・特例会員を対象にアンケート調査（2023年度実績）を行いました。186行から回答があり、取組事例等を含む集計結果を会員銀行に還元しました。本アンケート調査の結果（概要）は以下のとおりです。

2024年度アンケート調査の結果（概要）[※]2023年度実績

- 金融経済教育に関する実施状況について、回答のあった186行中128行（69%）（正会員においては、113行中111行（98%））が金融経済教育を実施。
- 金融経済教育の具体的活動別の2023年度の実施状況（実施行数、合計回数、合計人数）は以下のとおりであり、約60万人（重複除く）に対して実施。



2023年度の金融経済教育に関する各種取組みの実施状況

	出張講座	銀行見学	寄附講座	セミナー・講座等	イベント	インターンシップ	合計
実施行数(行)	110	101	50	92	93	103	—
合計回数(回)	15,341	901	156	18,649	439	1,371	36,857
合計人数(人)	270,759	11,333	15,830	204,562	26,626	30,826	559,936

- 金融経済教育活動の具体事例としてあった回答（抜粋）は以下のとおり。
 - ・託児サービス付きのNISAセミナーを実施
 - ・グループ職員を対象に金融経済教育を盛り込んだファミリーイベントを実施
 - ・インターナショナルスクールの生徒向けに英語での金融経済教育講義を実施
 - ・中学生、高校生をオフィスに招き、株取引の基礎とシミュレーションで売買を体験、実際のトレーディングフロアの見学、海外のオフィスとビデオ電話で社員の質疑応答等を実施
 - ・NPO団体と連携し、社会的養護下の高校生（施設にいる学生や里親家庭の学生等）向けに、自立後に必要なお金の知識についてのオンライン講座を実施

②家計管理・資産形成推進に関する広報活動

超高齢社会を見据え、「人生100年時代」ともいわれる長寿社会に合わせた資産管理の重要性が増しており、国民の安定的な資産形成を広く普及させる仕組みとしてNISAやiDeCoなどの制度が整備されました。こうした背景を踏まえ、全銀協は「貯蓄から資産形成へ」の流れを後押しする取組みを重要課題の1つと捉え、資産形成の重要性をテーマにした活動に力を入れています。

具体的には、若年社会人をターゲット層に設定し、昨今のデジタル化の進展等を踏まえ、ウェブサイトやスマートフォンアプリなどの媒体を活用しながら、訴求力のある著名人やゲーム等を起用した広告戦略を展開しています。

政府の「資産所得倍増プラン」の第一の柱および第二の柱にもあるとおり、NISAやiDeCoの活用は、国民の安定的な資産形成、ひいては資産運用立国の実現に貢献していくうえで不可欠であることから、2024年度は、自らもNISAとiDeCoを実践している俳優の影山優佳さんを起用し、“資産形成の身近な存在”による伴走型のプロモーションをコンセプトとした特設サイトを提供しました。

③どこでも出張講座

2003年度から2024年9月末^{*}まで、学校の授業や消費者セミナー、教員研修などへ依頼に応じて全銀協役員等を講師として派遣する「どこでも出張講座」を実施しました。

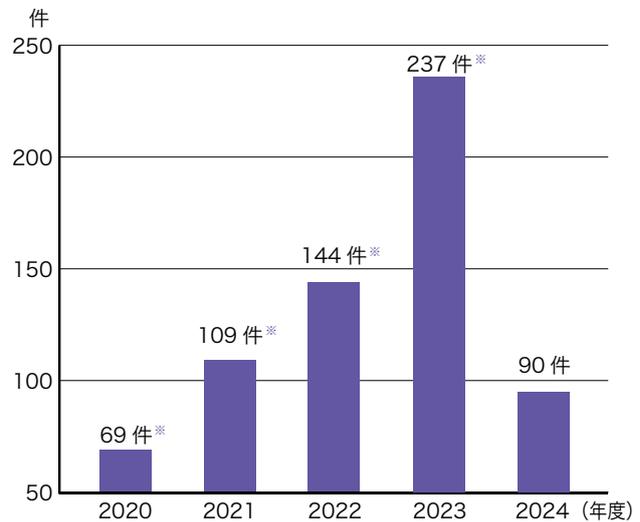
^{*}「どこでも出張講座」は、金融経済教育推進機構の設立・稼働に伴い、2024年9月末を以て事業を移管。

2024年度は、同年4月から9月末までの約半年間の活動期間中、対面・非対面合わせて90件の講師派遣を実施しました（実施した主なテーマは以下のとおり）。

対象層と主なテーマ

対象層	主なテーマ
中学・高校生	銀行のしごと
	金融のしくみと社会のかかわり
高校・大学生	ローン・クレジットのしくみとお金の使い方
	社会に出て気をつけたいお金のこと
大学生	銀行業界の動向
一般消費者等	初心者のための金融商品を選ぶポイント
	金融犯罪の手口と対策
教員等	金融経済教育の実践について
職域	家計管理と資産形成の始め方

過去5年間の件数推移



^{*}2020～2023年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、一部実施を見送り。

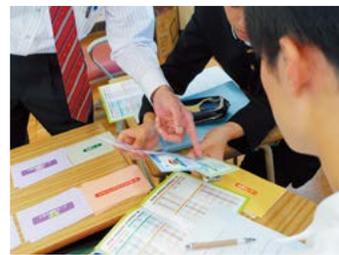
④ 金融経済教育研究指定校制度・高校生による特殊詐欺防止啓発活動

「金融経済教育研究指定校制度」は、金融経済教育に積極的に取り組む中等学校や高等学校を指定し、教材、講師派遣等のツールを提供して当該校における金融経済教育の実施を支援する取組みとして2010年度にスタートしました。2012年度以降は、金融経済教育の普及について各地教育委員会により深く関与していただくため、当該教育委員会と連携して学校を指定し、活動を推進してきました。

授業の様を近隣の学校にも公開し、地域単位での金融経済教育の面的普及を目指すとともに、全銀協のウェブサイトに授業事例を示すことで、教材の普及と授業における有効活用が図られることを期待しています。

2024年度は、鳥取県の教育委員会と連携のうえ、金融経済教育推進機構との連名により鳥取県立鳥取中央育英高等学校を研究指定校に指定し、「経済主体と経済の循環」、「ライフプランと金融～18歳からの社会参加～」、「生産のしくみと企業（資産形成と経済）」をテーマに公民科の授業を実施しました*。

*「金融経済教育研究指定校制度」は、金融経済教育推進機構の設立・稼働に伴い、2024年7月末を以て事業を移管。



研究指定校での授業の様

金融経済教育研究指定校 実績

年度	教育委員会	指定校
2020	群馬県 大阪市	群馬県立伊勢崎高等学校、同太田女子高等学校 大阪府立東高等学校（当時は大阪市立東高等学校）
2021	山梨県	山梨県立甲府東高等学校
2022	栃木県	栃木県立栃木翔南高等学校
2023	愛知県	愛知県立犬山高等学校
2024	鳥取県	鳥取県立鳥取中央育英高等学校



グッズの配布・啓発活動の様子

「高校生による特殊詐欺防止啓発活動」は、生徒自身が特殊詐欺の被害が身近なところで起きている問題であることを認識し、その防止策等について理解し、生徒自身が考えた「特殊詐欺防止啓発活動」を地元地域で実践することで、生徒による社会貢献活動、ひいては地域における「特殊詐欺防止啓発活動」の自立的な広がりを期待した取組みです。高等学校家庭科の学習指導要領に明記されている「学校家庭クラブ活動」等の取組みであり、2016年度からスタートしました。全銀協は、支援金の拠出や、活動に当たっての各種アドバイス、資料提供等のサポートを行っています。

2024年度は、鳥取県立鳥取湖陵高等学校に活動を委嘱し、地元警察署と連携のうえ、地域住民への啓発グッズの配布・オリジナルキャラクターを使用したチラシを用いた呼びかけなどを行いました。本活動については、地元新聞記事や地元テレビ放送でも取り上げられました。

特殊詐欺防止啓発活動実施校 実績

年度	教育委員会	指定校
2020	群馬県	群馬県立館林女子高等学校
2021	山梨県	山梨県立山梨高等学校
2022	富山県	富山県立志貴野高等学校
2023	栃木県	栃木県立小山城南高等学校
2024	鳥取県	鳥取県立鳥取湖陵高等学校

⑤ 各種教材等

全銀協は従来から広報活動の一環として銀行業務等を紹介するパンフレットやビデオなどを作成して関係先（消費生活センター、学校、個人等）へ配布してきたほか、「金融リテラシーマップ」^{※1}の公表、成年年齢の引下げや新学習指導要領の実施、人生100年時代を見据えた資産形成・管理など、金融経済教育の充実に対する社会的要請等を踏まえ、近時は対象（中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者等）ごとに教育・啓発を行う内容を整理し、冊子や映像等の教材を作成していました^{※2}。

※1 金融リテラシーマップ

「金融経済教育研究会報告書（2013年4月 金融庁公表）」が示した「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を項目別・年齢層別に具体的に記したもので、金融経済教育推進会議において取りまとめられ、2014年6月に公表（その後2015年6月、2023年6月一部改訂）。

※2 各種教材の配布および作成は、金融経済教育推進機構の設立・稼働に伴い、2024年9月末を以て事業を移管。

2024年4月から9月末まで、以下のような教材を配布しました（（ ）内は主な対象層）。

- はじめてのお金の時間（中学生）
- 好きなアーティストから考える あなたと銀行のかかわり（中学生以上）
- 生活設計・マネープランゲーム（中学生以上）
- シリーズ教材お金のキホン（高校生以上）
- はじめてのサステナブルファイナンス 金融の力で地球のピンチを救おう！（高校生以上）
- 金融知識入門シリーズ（大学生以上）
- 動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし（社会人）
- 銀行の金融商品・サービス（社会人）
- 金融犯罪安全チェック（社会人・高齢者）
- 人生100年時代 始めようお金の準備（高齢者）
- これで安心！ 金融商品のご購入（高齢者）

⑥ 日証協とのMOU締結

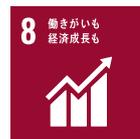
全銀協および日本証券業協会（「日証協」）は、2021年12月に、両協会が連携・協力して金融経済教育および子どもや若者の貧困問題に関する取組みを推進するためMOU（Memorandum of Understanding：基本合意書）を締結しました（2024年9月再締結）。MOUを踏まえ、2024年度は、以下の取組みを行いました。

【連携・協力の主な取組み】

金融経済教育における講師人材の共同利用（2024年4月～9月）	<ul style="list-style-type: none"> • 2022年度に日証協の制度に倣い、新たに導入した「金融インストラクター制度」を踏まえ、両協会に登録した講師の、セミナーへの共同派遣を実施。
イベント・セミナー等における連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> • 全銀協・日証協で連携・協力して作成した、「家計管理・資産形成」に関する共同コンテンツ（講義用レジュメ）を活用（2024年4月～9月）。 • 2024年4月～6月にかけて、東京商工会議所主催、全銀協・日証協共催による「資産形成、新しいNISA」をテーマとしたオンデマンド動画を配信（東京商工会議所会員以外も視聴可）。

⑦ (内容調整中)

5

高年齢者等、様々な利用者に対する
金融アクセス・サービスの拡充等

超長寿社会の到来等を見据え、高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充を推進することは、「金融サービスの拡充」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものです。

全銀協は、「高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等」をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、今後もその重要性はますます高まるとの認識のもと、活動を推進・拡充しています。

① 会員銀行における態勢整備

全銀協は、会員銀行が、高齢のお客さま（特に認知判断能力の低下した方）・代理の方と金融取引を行う際や、社会福祉関係機関等と連携する際の参考となるよう、2020年度に「金融取引の代理等に関する考え方」および「銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を取りまとめました。

認知判断能力の低下した方を対象とした、あるいは将来の認知機能の低下に備えた商品やサービスについては、多くの銀行が提供を始めているところです。2024年度は、こうした会員銀行の態勢整備や取組状況の全体像を把握するために2023年度に実施したフォローアップ調査（代理取引を認める範囲や地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携状況、会員銀行が実施している独自の取組み等）の還元等を通じて、銀行界全体の取組みの底上げに努めています。

② 認知症サポーター養成講座

全銀協は、銀行界における認知症サポーター数を増やすことを目的に、2007年度から全国キャラバン・メイト連絡協議会の協力を得て、会員銀行等を対象に認知症サポーター養成講座を毎年開催しています。「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことです。



養成講座の様子

2017年7月に開催された「第6回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」の場で、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症サポーターの養成人数の目標が更新（2017年度末までに800万人であったところ、2020年度末までに1,200万人に更新）され、2019年6月にはこの新オレンジプランをさらに発展させ、認知症との「共生」と「予防」を両輪として施策の推進を目指す「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。

こうした背景等を踏まえ、全銀協では、原則、年1回、外部から講師を招き、会員銀行向けに認知症サポーター養成講座を開催しています。

③ 高齢者向け金融リテラシー教材の継続配付

全銀協は、金融犯罪被害や金融商品販売におけるトラブルの防止、適切な資産管理や資産運用の啓発等を目的とした、高齢者に対する金融経済教育を実施しています。

2023年度に引き続き、2024年4月から9月末まで、高齢者向けの金融リテラシー教材、「金融犯罪の防止啓発」および「金融商品・サービスの種類・特徴・リスク」をテーマとした教材を配付しました[※]。

- 人生100年時代 始めようお金の準備
- 金融知識入門シリーズ（はじめて学ぶ相続ガイドBOOK）
- 金融犯罪安全チェック
- これで安心！ 金融商品のご購入

※各種教材の配布および作成は、金融経済教育推進機構の設立・稼働に伴い、2024年9月末を以て事業を移管。

④障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査

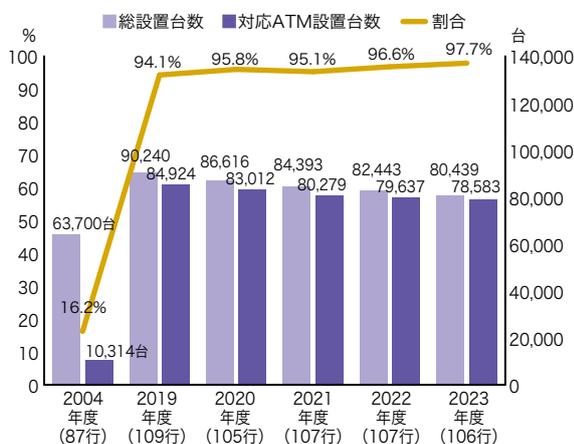
会員銀行のユニバーサルサービスの状況を把握することを目的に、2004年度から毎年、正会員に対して、障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査を実施しています。

2024年度は、正会員（114行）を対象に、2024年3月末時点の状況についてアンケート調査を実施しました。

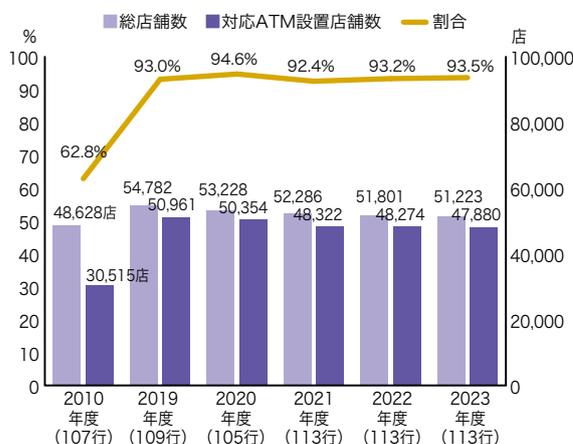
2004年度の調査開始以降、会員銀行の取組みは着実に進んでおり、例えば、視覚障がい者対応ATMの設置台数の総設置台数に占める割合は97.7%に達し、2004年度（16.2%）に比べて81.5ポイント増加しました。また、視覚障がい者対応ATMを設置している店舗の総店舗数に占める割合は、当該項目の調査を開始した2010年度対比30.7ポイント増加し、93.5%に達しています。

今後も、会員銀行のさらなる取組みに資するため、必要に応じて項目を見直ししながら、継続的にアンケート調査を実施する予定です。

視覚障がい者対応ATM設置台数 全体の推移



視覚障がい者対応ATM設置店舗数（無人店舗を含む）



※2010年度から当該項目の調査を開始

⑤関係省庁等でのバリアフリーの取組みに関する議論のフォロー等

当局等が主催する障がい者団体等との会合に全銀協も参加し意見交換を行うとともに、障がい者向けのサービス内容や障がい者団体から寄せられた意見や要望を会員銀行に提供するなどの取組みを実施しています。

2024年度は、①「銀行におけるバリアフリーハンドブック」の改訂、②金融庁の「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」への参加や、③国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」への参加、④障がい者対応セミナーの開催、などの活動を行いました。また、障がい者団体からの要望事項を会員銀行に周知してさらなる意識醸成を図りました。

⑥ バリアフリーハンドブック改訂版の制作

全銀協では、銀行の窓口におけるバリアフリーサービスの向上に向け、会員行のマニュアルや行動規範の参考に供することを目的として、2006年3月に同サービス向上のための、接客時の心構え、コミュニケーションの方法、必要な配慮等を記載した「銀行におけるバリアフリーハンドブック」を会員行向けに制作しました。2011年3月に改訂した後、2024年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行や社会情勢の変化等を踏まえて、同年7月に改めて改訂を実施しました。

今回の改訂においては、銀行における「合理的配慮の提供」として考えられる事例について、場面を想起しやすいようイラストを交えて追記したほか、さまざまな障がい者団体から提案された改善点や要望を、可能な限り反映し、障がいのある方への対応に関する記述を大幅にアップデートしました。



⑦ 障がい者対応に係る取組み推進に関するセミナーの開催

2024年4月に改正障害者差別解消法が施行され、障がい者対応の向上に関する社会的な関心が高まっている状況にあります。

こうした中、より良い共生社会の実現に貢献するための、銀行界としての取組みの一層の推進と会員の意識醸成を主な目的として、2025年2月に、会員銀行を対象とした「障がい者対応に係る取組み推進に関するセミナー」をオンライン形式で開催しました。

当日は、内閣府障害者政策委員会事務局、障がい者団体、有識者の方々に講演いただきました。その概要は以下のとおりです。

- ・「障害のある人への差別の解消に向けた政府の現下の取組について」
講師：内閣府 政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当） 古屋 勝史 氏
- ・「銀行におけるきこえない・きこえにくい人への配慮について」
講師：全日本ろうあ連盟 理事 小林 泉 氏
- ・「分け隔てない社会の実現をめざして」
講師：認定NPO 法人日本障害者協議会 常務理事 増田 一世 氏
- ・「金融機関における障害者対応～改正障害者差別解消法をふまえて～」
講師：TMI 総合法律事務所 弁護士 水田 進 氏

6

デジタル化の推進と安心・安全かつ 利便性の高い金融サービスの提供



銀行は、企業間あるいは企業と個人・政府等との間の債権・債務を清算するために、振込・振替、手形・小切手等の資金決済サービスを提供しています。この資金決済サービスを支える基盤が「決済システム」です。わが国の代表的な決済システムとして、最終的な資金決済を行う日本銀行の当座預金決済（日銀ネット）のほか、全銀協が運営するものとして、外国為替取引の円決済を担う外国為替円決済制度、手形・小切手等の決済を担う手形交換制度（電子交換所）、また、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が運営するものとして、振込・送金等を担う全国銀行データ通信システム（全銀システム）があります。これらは、いずれも銀行が提供する資金決済サービスを効率的に行えるようにするための基盤であり、経済活動のインフラとして公共性の高いものといえます。

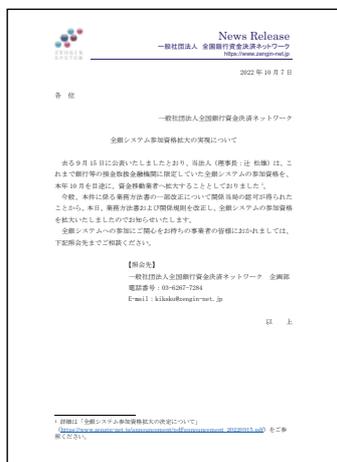
あらゆる利用者にとっての金融サービスの利便性を追求し、決済システムの高度化・キャッシュレス化を進めていくことはSDGsの目標「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に寄与するものです。全銀協は、今後もその重要性を踏まえ、取組みを一層強化していくこととしています。

①全銀システムの高度化・資金決済の利便性向上に向けた取組み

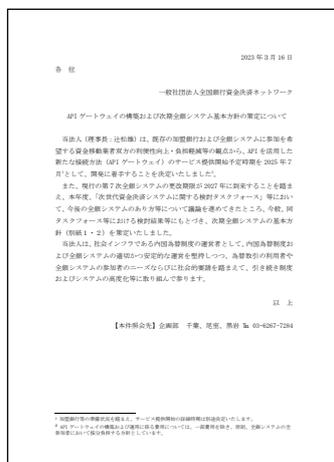
全銀ネットが運営する全銀システムは、全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関（2025年1月末時点の加盟銀行数：1,098行）（以下「加盟銀行」）間の内国為替取引に関する通知の送受信、および当該取引によって生じる加盟銀行間の為替決済額の算出・清算などを集中的に行うオンラインシステムのことで、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしています。

全銀システムの特長としては、高度な安全性^{*}・信頼性、国内のほぼすべての金融機関が参加している広範なネットワークにもとづく利便性、稼働開始当初から世界に先駆けて即時入金を実現した先進性が挙げられます。昨今、デジタル化の進展等に伴い、キャッシュレス決済の浸透や、決済の高度化に資する技術の発展等を背景に、決済サービスのインターオペラビリティ（相互運用性）の確保や、利便性の高い送金サービス等の提供への期待が日々高まりつつあります。

全銀ネットでは、銀行や当局、学識者や決済業種関係団体、システム関連事業者等のステークホルダーと「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」および下部の「次世代資金決済システム検討ワーキンググループ（2022年度）」において議論を重ね、従来、銀行等の預金取扱金融機関に限定していた全銀システムの参加資格を、2022年10月から資金移動業者（ノンバンク）に拡大しました。2024年10月には、参加資格拡大後初となる資金移動業者の加盟申請を承認しています。



2022年10月7日付リリース
「全銀システム参加資格拡大の実現について」



2023年3月16日付リリース
「APIゲートウェイの構築および次期全銀システム基本方針の策定について」

また、持続的な経済成長を支えるため、次世代にふさわしい決済システムを構築するべく、2023年3月、次期全銀システムの基本方針を策定しました。基本方針のもと、拡張性・柔軟性を向上させるとともに、安全性・信頼性を高めるための要件を取り込み、2028年5月の稼働を見据えて開発に着手しています。

加えて、全銀システムの高度化の一環として、2025年11月にAPIを活用した新たな接続方法（API ゲートウェイ）を構築すべく、開発を進めています。

今後、2029年に予定している次期APIゲートウェイの稼働や2033年の全銀システム本体の機器更改等を見据え、追加機能等を検討します。

全銀ネットは、全銀協と連携しつつ、内国為替取引に対する利用者のニーズや社会的要請を踏まえて、全銀システムの高度化や資金決済の利便性向上に向けて取り組んでいきます。

※2023年10月10日から11日の2日間、一部加盟銀行においてテレ為替取引が全面停止する障害が発生したことを受け、全銀ネットは改善・再発防止策を取りまとめ、2023年11月30日に金融庁に報告書を提出しました。また、2024年4月以降、四半期ごとに改善・再発防止策の進捗状況を金融庁へ報告しています。わが国の重要インフラとして、信頼回復に向けて加盟銀行とともに全力で取り組んでいきます。

② ZEDIの利用拡大

企業間の取引に係る支払いは、月単位でまとめて支払うパターンが一般的ですが、このような場合、資金を受け取る側の企業（受取企業）ではどの取引に関する入金であるかが分かりにくく、これまで売掛金の回収確認（消込作業）に労力を要している実態があります。2018年12月にサービスを開始した「全銀EDIシステム（ZEDI）」^{*}を利用することで、振込に支払明細等の付加情報を添付できるようになります。具体的には、請求書番号や支払通知発行日などの商取引に関する情報を総合振込のデータに添付することで、どの取引に対する支払いなのか、振込金額の内訳が分かるようになり、受取企業の売掛金の回収確認（消込作業）の効率化、支払企業側にとっての問い合わせ対応の負担軽減等につながります。

全銀協の活動として、2024年度は、各種関係先にZEDI等の利活用についての説明に関する講演等を実施するとともに、ZEDIの利活用促進に向けた会合にも参画し、関係省庁および関係産業団体等の検討状況のフォローを行いました。具体的には、全銀ネットの「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」傘下に設置された「請求・決済データ連携促進検討ワーキンググループ」に参加しました。同ワーキンググループでは、請求・決済データ連携を促進する取組みに関する関係者からの報告および意見交換が実施されました。

また、全銀ネットにおいては、デジタルインボイスの普及促進等について議論を行っている「岐阜県デジタルインボイス活用促進協議会」に引き続きオブザーバーとして参加しました。

全銀協は全銀ネットと協働してZEDIの利用拡大に向けた取組みを継続していきます。

※ZEDIは2025年2月3日に新システム（第2次全銀EDIシステム）に移行しました。

③手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みの推進

2021年6月の政府の「成長戦略実行計画」において、「5年後（2026年）の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」とともに、「小切手の全面的な電子化を図る」ことが明記されました。これを受けて、2021年4月に設置した全銀協が事務局を務める「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」において検討を行い、2021年7月に「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定しました。本行動計画では、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを最終目標に掲げており、金融界はこの目標達成に向け、産業界や関係省庁と密に連携して各種取組みを進めています。2023年6月には、政府も「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」旨を明記し、「手形・小切手の利用廃止」の方針を改めて示しています。なお、2023年11月には、2022年11月から交換決済を開始した電子交換所において行内交換分の交換枚数の把握が可能になったことから、自主行動計画を改定し、電子交換所に持ち出される行内交換分を含むすべての約束手形等を削減目標とすることとしました。

これらを背景として、2024年度は、以下の取組みを行いました。

- 金融機関に対する手形・小切手機能の全面的な電子化の金融界における取組状況を説明（5月～）
- 各地商工会議所や産業団体の会合等において全面的な電子化の取組みに関して説明を実施（7月～）
- 周知・広報ツールとしてチラシ、ポスターおよび短時間動画を作成（10月）
- 「決済・経理業務の電子化推進強化月間」（11月）を設定し、以下の対応を実施
 - 手形・小切手の利用枚数が多いと思われる地域・業界に向けた雑誌・新聞広告（11月～12月）
 - 交通広告（主要駅でのデジタルサイネージ）（11月～2月）
 - 全国の中小企業経営層等に向けたYouTube・TVerでの動画広告を実施（10月～2月）
- 金融機関における取組状況のフォローアップアンケート調査を実施（12月～1月）
- 全銀協関係法人であるでんさいネットとの共同主催による企業向けオンラインセミナー「手形・小切手の全面的な電子化セミナー」（後援：金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所、一般社団法人日本経済団体連合会）を開催（5月～7月、10月～1月計44回）

周知チラシ（2026年の手形の利用廃止、小切手の全面電子化へ）

でんさいネットにおいても、参加金融機関と一体となって、手形・小切手を利用中の企業に対し、電子記録債権（でんさい）への移行に向けた取組みを行いました。

その一つとして、2024年11月にインターネットバンキング（IB）契約および基本手数料が不要な新サービス「でんさいライト」をリリースしました。でんさいライトは、スマートフォンやタブレットからでも利用可能な安価なサービスであるため、パソコンに不慣れであることや手形の利用枚数が少ないことを理由にでんさいへの移行を躊躇していた企業におけるハードルが下がりました。また、手形・小切手を利用中の企業の、でんさいライトの利用検討に資するため「でんさいライト特設ページ」を開設し、当該ページを通じて最新情報を提供しました。さらにでんさいライトの認知度向上に向け、Web広告を掲載し特設ページへの流入数を増やす取組みを行うなど、積極的にでんさいライトの周知広報活動を行いました。

また、2024年度は手形・小切手を利用中の企業の取引先や業界団体の会員企業向けにウェブ会議ツールを使用した説明会を幅広く実施するなど、2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化を意識した取組みを積極的に行いました。

※ 「でんさいライト特設ページ」
<https://www.densai.net/densai-light/>



でんさいライト周知チラシ

④税・公金収納の効率化の検討

現在、国や自治体への税金等の多くは、紙の納付書を金融機関の窓口で持参して現金で支払われています。しかし、この窓口納付は、納付者にとっては来店者の負担がかかるとともに受付時間の制約があるほか、行政機関や金融機関にとっても納付書や現金の処理に多くのコストを要する非効率な納付方法です。「税・公金収納・支払の効率化」は、こうした一連の手続きを電子化することで、すべての関係者の負担をなくしていく取組みです。これまでの全銀協の取組みの概要は次のとおりです。

2017年度～2020年度：

- 全銀協が事務局を務める「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（以下「勉強会」）およびその下部に設置した実務者級のワーキング・グループにおいて、官民の意見交換・検討を実施。勉強会では、毎年度、調査レポートを取りまとめ、公表。

2021年度～2023年度：

- 地方税のうち、自動車税や固定資産税等（申告を必要とせず、予め税額が決まる賦課税目）について、スマートフォン等を用いたQRコードによる納付を可能とする国の方針が決定。全銀協は、総務省と共同でQRコードの統一規格を策定。2023年4月から、基本4税目（固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割）においてQRコードによる納付が開始。
- 地方税のみならず、国民健康保険料等の地方公金も、QRコードによる納付を可能とする国の方針が決定。

2024年度：

- 2024年4月から、地方税のうち、基本4税目以外（申告を必要とせず、予め税額が決まる賦課税目）においてQRコードによる納付が開始。
- 総務省の官民検討会において、納付書が電子的に送られてくる（紙の納付書が送られてこない）ペーパーレス納付の実現や、納税証明書のデジタル化、地方税納入サービス等の電子化に向けた検討を実施。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした対面主義からの脱却および国民生活の利便性向上を図る観点からも、紙や現金を対面で授受する現在の納付方法を見直し、これを電子化することの重要性が一層高まっています。全銀協は、税・公金収納のさらなる効率化・電子化に向けた取組みを今後も進めていきます。

7 | 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応



全銀協は、すべての利用者に安心して銀行を利用いただけるように、オレオレ詐欺などの特殊詐欺や投資詐欺、インターネット・バンキングの不正送金などに関する金融犯罪防止啓発活動を行うとともに、重大な組織犯罪の資金源であるマネー・ローンダリング（資金洗浄）への対策の推進など、金融犯罪の抑止に向けた活動を積極的に行ってきました。

これらの活動は、SDGsの目標「16.平和と公正をすべての人に」が掲げる平和で包摂的な社会の促進に資すると考えられます。全銀協はその重要性に鑑み、これをSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に活動を推進していくこととしています。

①インターネット・バンキングの不正送金対策に関する取組み

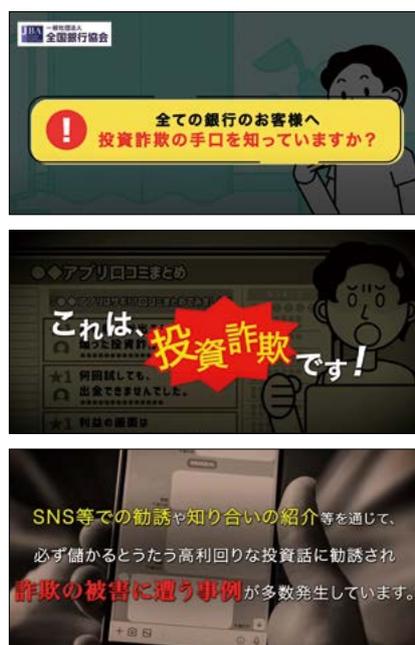
インターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しは、預金の安全性を脅かし、銀行業の要である「お客さまからの信頼」を揺るがしかねない重大な問題であると認識しており、会員銀行におけるインターネット・バンキングの不正送金対策の向上等に向けた検討・実施の促進を目的として、正会員・準会員・特例会員を対象にアンケート調査や外部講師を招いたセミナーを実施しています。

今後もその重要性を踏まえ、本アンケート調査やセミナーを継続的に実施していく予定です。

②特殊詐欺等に関する金融犯罪防止啓発活動

2008年度以降、毎年度、各種の特殊詐欺等撲滅に向けた活動を展開しています。しかしながら、警察当局が発表した統計によると、特殊詐欺の被害は依然として高水準にあり、こうした状況のもと、全銀協においても、金融犯罪に関する被害未然防止に向けたさらなる啓発活動が期待されています。

2024年度は、著名人の名前を騙り、うその投資広告を出す手法等によりSNSに誘導し、金銭をだまし取るSNS型投資詐欺の被害が急増した状況を踏まえ、SNS型投資詐欺の被害防止のための啓発動画を作成し、YouTubeでの配信を行いました。



③ FATF 対日相互審査への対応

マネー・ローダリングおよびテロ資金供与防止対策（以下「AML/CFT（Anti-Money Laundering/Countering the Financing of Terrorism）対策」）は、国際社会がテロ等の脅威に直面するなかで取り組まなければならない喫緊の課題であり、その重要性はますます高まっています。

FATF[※]では、AML/CFT対策の国際基準であるFATF勧告を策定し、その履行状況についてFATF参加国間で相互審査を実施しており、日本に対しては2019年10～11月に第4次相互審査が実施されました。2021年8月に審査結果が公表され、日本は「重点フォローアップ国」と評価されました。審査結果で示された改善すべき事項について、FATFによるフォローアップ調査が実施され、日本としてAML/CFT態勢のさらなる高度化が求められています（対日相互審査フォローアップ報告書（第1回）は2022年9月13日にFATFより公表）。

全銀協は、官民の連携の促進等を目的として、2018年4月から「マネロン対応高度化官民連絡会」を開催し、AML/CFTについて関係当局と情報交換を行っています。また、銀行界全体で会員銀行の取組みの一層の支援・推進を図るため、マネロンに関する海外重要文書の翻訳等を会員銀行に提供しています。

加えて、銀行の利用者に対しても、マネロンのリスクや対策の重要性を周知するとともに、銀行における顧客管理への協力を呼び掛ける広報活動を行っています。

2024年度は、新たな広報コンテンツ（動画・ポスター）を作成し、金融庁、警察庁、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会および全国労働金庫協会と連携した官民一体、業界横断的な広報活動をWeb広告や金融機関店頭での放映等様々な媒体を通じて実施しました。

また、AML/CFT業務の高度化・共同化を図ることを目的に2023年1月に全銀協が設立した「株式会社マネー・ローダリング対策共同機構」は、2024年度から金融機関間での情報の共有、AML/CFT担当者の専門性向上等を目的とする「業務高度化支援サービス」を開始しました。

※ FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立されたマネー・ローダリング対策の国際協調を推進するための多国間の枠組み。2001年の米国同時多発テロ事件を機に、テロ資金供与対策にも取り組んでいる。メンバーはG7を含む38か国・2地域機関（2024年10月末時点）。



動画



ポスター

8

人権・ダイバーシティを巡る 動向を踏まえた取組みの充実



全銀協は、会員銀行の人権啓発を図るため、講演会の開催や人権標語などに従来から取り組んできました。これらの活動はSDGsの目標「5.ジェンダー平等を実現しよう」および「10.人や国の不平等をなくそう」の達成に寄与するものと考えられます。

その重要性に鑑み、人権やダイバーシティに関する取組みを主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に取組みを推進することとしています。

①男女共同参画社会実現に向けた取組推進

2024年6月に発表された「女性版骨太の方針2024」では、全銀協を含む業界団体が地域のリーディングカンパニーの取組みを把握し、各地域での女性活躍推進に関する企業の好事例を周知・啓発することが盛り込まれました。これを受けて、SDGsに関する会員向けアンケートではダイバーシティに関する項目を拡充し、会員の取組み状況をまとめました。また、会員の参考となるよう、男女共同参画の取組み事例を本レポートの各行事例の中で紹介しています。(アンケートの調査結果については、12～13頁をご参照)。

②人権・同和問題啓発講演会

会員銀行の人権への啓発を目的として、1981年以降、年2回、専門家を講師に迎え「人権・同和問題啓発講演会」を開催し、人権問題に対する意識を深めてもらうとともに、人権問題に関する情報提供の機会を設けています。これまで同和問題をはじめ、企業・銀行と人権の問題に係るテーマを扱ったほか、近時はハラスメント、LGBTQ、障がい者や外国人差別等の問題を取りあげています。

2024年度は、次のテーマでの講演会をオンラインセミナー形式で開催しました。

[7月] 「情報社会の現状と情報モラル」

講師：(株) ラック サイバー・グリッド・ジャパン
ICT利用環境啓発支援室 客員研究員 七條 麻衣子氏

[12月] 「『ビジネスと人権の取組みについて』

～今、企業に期待される人権デューデリジェンスとは～
講師：経済人コー円卓会議日本委員会 専務理事兼事務局長 石田 寛 氏



みずほ信託銀行
畑 美帆さん



日本スタートラスト信託銀行
関根 彩さん

③人権啓発標語の取組み

会員銀行の職員の人権意識の高揚を図るため、人権・同和問題研修推進活動の一環として、1987年以降、会員銀行の職員等を対象に人権啓発標語の募集を実施しています。

2024年度に実施した第38回人権啓発標語募集では、総数7万4千件近く作品の応募があり、このなかから入選作品40作品（最優秀賞2作品、優秀賞8作品、佳作30作品）を選出しました。

④「人権だより」の発行

会員銀行に対し人権に関する情報を定期的に提供し、会員銀行における人権啓発活動を支援することを目的として、2018年度から「人権だより」を定期的に発行し、人権に関する様々な情報を提供しています。

2024年度は9月に第12号、3月に第13号を発行しました。概要は以下のとおりです。

	内容
第12号 (9月発行)	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和問題啓発講演会（高齢者の人権） 人権トピック（「やさしい日本語」でのコミュニケーション～伝わる日本語表現を目指して～） どうするハラスメント？ Q&A 人権関係法令・制度状況
第13号 (3月発行)	<ul style="list-style-type: none"> 第38回人権啓発標語入選作品 人権・同和問題啓発講演会（情報社会の現状と情報モラル） どうするハラスメント？ Q & A 人権関係法令・制度状況

⑤ 「人権啓発動画（研修用）」の作成

会員銀行から、2022年度に作成したパワーハラスメント防止をテーマとした人権啓発動画に続く、2作目の作成希望があったことを受け、会員アンケートで要望が多かった職場のダイバーシティをテーマとした研修用動画を2025年3月に作成しました。職場を中心に互いの多様性を尊重しあう組織風土、企業文化の醸成を促すことを目的に、行員一人ひとりにアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に関する気づきを与え、マイクロアグレッション（日常的な会話やしぐさにおける何気ない言動が相手への攻撃となること）の解消を目指す内容となっています。

⑥ 人権研修テキスト等の発行

会員銀行において新入行員向けに、人権教育・啓発活動をより積極的に進めていただくため、最近の人権問題をめぐる諸情勢や企業活動に関連する人権問題を幅広く取り上げた人権啓発研修用テキスト「みんなの人権を守るために」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター監修）を、2003年以降、毎年度改訂のうえ発行しています。

掲載内容は、「企業と人権のかかわり～企業の責任」、「企業を取り巻く人権問題～銀行業と人権」（外国人、障がい者、高齢者等に関する人権）、「職場における人権、個性の尊重」（ハラスメント、女性差別、LGBTQ問題等）等です。

2024年度は、主に次のような改訂を行い、2025年3月に発行しました。

- カスタマーハラスメントの概要説明
- 「アンコンシャスバイアス」および「マイクロアグレッション」の追記

会員銀行の取組み

Efforts of Member Banks

1 金融経済教育に関する取組み



山梨中央銀行



山梨中銀金融資料館への「金融教育コーナー」の設置

取組みの概要・特長

山梨中銀金融資料館は、2023年11月に「金融教育コーナー」を新設しました。本コーナーは「楽しく体験しながら、お金の知識を身につける」をコンセプトに、小・中学生など若年層でも楽しみながらお金について学ぶことができます。

特に、本コーナーのメインであるライフプランに関するシミュレーションゲームは、20代から50代までのライフイベントとそれに伴う支出額について、心理テストを解きながら体験することができます。本コーナーを新設したことにより、山梨中銀金融資料館は、お金の歴史だけでなく、お金について総合的に学ぶことができる金融教育施設に生まれ変わりました。

取組み実施の背景等

近年、金融リテラシー向上が社会的に必要となるなか、山梨中央銀行では、身近に金融に関する知識を学ぶ場所がないことを課題と認識していました。

山梨中央銀行は「山梨中銀金融資料館」というお金の歴史を扱う施設を有していますが、楽しみながら金融リテラシー向上もできる場所を提供したいと考え、「金融教育コーナー」を新設しました。

取組みの成果等

金融教育コーナーの新設は、学校等の教育機関においても興味深い取組みとして注目されました。遠方からの見学や校外学習、山梨県の教育委員会の研修など活用の幅が広がっています。金融教育コーナーを体験した方からは、「将来多くのライフイベントがあり、お金について学んでおくことが必要だと分かった」「退職までにまとまった金額を用意するのが大変だということを楽しみながら学ぶことができた」などの感想をいただいています。

今後の課題・目標

山梨中銀金融資料館は和同開珎・甲州金をはじめとする約2千種類の豊富な貨幣コレクションと今回新設した金融教育コーナーを有する数少ない貨幣博物館ですが、これまで周知不足であったため「知る人ぞ知る博物館」という存在でした。これからは利用者を山梨県のみならず、全国に広げ、校外学習や生涯学習などで広く活用していただけるよう、周知に力をいれていきたいと思えます。

参考URL

https://www.yamanashibank.co.jp/aboutus/museum/financial_education.html



金融教育コーナー



金融教育コーナーを活用したイベントの様子



鳥取銀行



リアル版お金すごろく

取組みの概要・特長

鳥取銀行では、2024年1月より地元証券会社の大山日ノ丸証券株式会社と共催で、地域の方がお金に関する知識や経験をゲーム感覚で習得できる「金融経済教育」を目的とし、「親子で楽しく学ぶ金融教室」をテーマに、「リアル版お金すごろく」を実施しています。

この取組みは、小学生を対象にオリジナルで作成した巨大なすごろくゲームで、子どもたち自身がコマになり、マスには子どもの頃から身につけておきたいお金の使い方や知識を学ぶお金に関するクイズやイベントを設定しています。預金口座を作成し、ゲームで貯まったお金を預けたり、ごみの分別をして賃金をもらうなど、稼ぐ・使う・貯める・借りるがゲームを通じて体験できます。

また、子どもと一緒に参加することで保護者にも気づきを得る機会を提供しています。

取組み実施の背景等

共に地域に根付いた金融機関である大山日ノ丸証券と鳥取銀行は、金融教育や地域の活性化など共通の課題がありました。それぞれの強みを活かし、より充実したイ

ベントになることを期待し、当初より共同で実施しています。

取組みの成果等

2024年は鳥取県内で4回開催し、小学生以下106名、保護者83名が参加しました。

お金が増えたときの喜びや減ったときの残念な気持ちから、お金の大切さや使い方がリアルに学べたことと思います。保護者アンケートから、イベントに対する満足度が高く、「ゲームを通じて、親子でお金について考える良い機会になった」「クイズがためになった」と高評価でした。

今後の課題・目標

中期経営計画の指標の1つに金融教育受講者数を掲げており、今後もイベントや出張授業を継続し、地域の金融リテラシーの向上に努めていきます。

参考URL

<https://www.tottoribank.co.jp/torigin/csr/kouken/event/>



リアル版お金すごろくの様子



こども銀行

2 環境に関する取組み



三菱UFJフィナンシャル・グループ



カーボンニュートラル（CN）に向けた取組み

取組みの概要・特長

2021年5月に邦銀初の「MUFGカーボンニュートラル宣言」を公表し、投融資ポートフォリオのGHG排出量2050年ネットゼロ、当社自らのGHG排出量2030年ネットゼロにコミットしました。

取組み実施の背景等

MUFGでは持続可能な環境・社会の実現に向け、サステナビリティ経営において優先的に取り組む課題を設定しています。その中の一つである「カーボンニュートラル社会の実現」では、事業活動に伴うリスクを適切に把握・管理する枠組みである「MUFG環境・社会ポリシーフレームワーク」の策定等積極的な対応を行ってまいりましたが、CN宣言の下、グループ・グローバル一体となった取組みを加速させています。

取組みの成果等

MUFGは、1.5℃目標達成への貢献、脱炭素社会へのスムーズな移行の支援、環境と経済の好循環による持続可能な社会の実現、という3つの変わらないコミットメントのもとで、様々な取組みを進めてきました。

ファイナンス支援においては、サステナブルファイナンスの2019～30年度までの累計実行額目標を設定しており、CNに向けた資金需要の高まりを受け、グリーンボンドや再エネプロジェクトファイナンス支援の更なる拡大を見込み、2024年4月に本目標を35兆円から100兆円に引き上げました。2024年度9月末までの累計実行額は37.9兆円（うち、環境分野で15.1兆円）と、順調に推移しています。サステナブルファイナンスの拡大を通じて、再エネプロジェクトファイナンスによるCO₂削減などの環境へのインパクトに加え、様々な環境・社会へのインパクトを創出していきます。

MUFGカーボンニュートラル宣言

2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロ

2030年までの当社自らのGHG排出量ネットゼロ

MUFGカーボンニュートラル宣言

また、各国・地域ごとの地理的特性や産業構造、エネルギー構成の違いによってCN達成に向けた道すじが異なるため、その道すじについて社会の皆さまから理解を得ながら、責任あるトランジションを進めることが重要です。MUFGは、2022年・2023年に発行した白書1.0・白書2.0において、各国・地域ごとのCNへの道すじや政策アプローチの「違い」を整理し、国内外の様々なステークホルダーと対話を重ねました。これらの対話を経て、2024年9月に発行した「MUFGトランジション白書2024（白書3.0）」では、グローバルの共通課題である「価格転嫁の壁」を乗り越えCNに必要な技術を社会実装させていくための論点を整理し、事業の経済性の確保と、技術に対する社会の適切な理解、そして国際連携の必要性を訴求しています。

今後お客さまと協力しながら、産業界連携、産官連携、そして国内外連携の土台を整える役割を担っていきます。

今後の課題・目標

脱炭素化をはじめとした持続可能な社会の実現に向けた流れは不可逆的なものであり、引き続き、お客さまとの対話を通じたエンゲージメント活動や、商品・サービス、情報の提供を通じ、お客さまと共に脱炭素社会の実現を目指していきます。

カーボンニュートラルへの取り組み

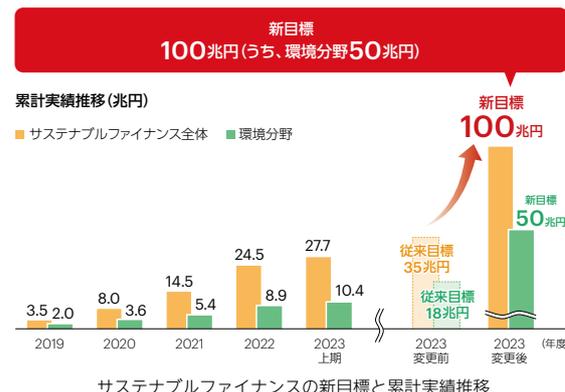
<https://www.mufig.jp/csr/environment/tcfd/>

Climate Report

<https://www.mufig.jp/csr/report/progress/>

トランジション白書

<https://www.mufig.jp/csr/report/transition/>





三井住友銀行



SMBCの森および生物多様性の保全に向けた取組み

取組みの概要・特長

2024年5月、三井住友銀行は神奈川県伊勢原市に所在する約220haの森林を「SMBCの森」として取得しました。この森林には希少な動植物を含む多様で豊かな生態系が存在しており、同年9月には「自然共生サイト」の認定を受け、グローバルターゲットの一つである「30by30」に貢献しています。

「SMBCの森」では、以下の取組みを推進していきます。

- ① 植生調査をもとにした生物多様性の保全・回復
- ② 森林由来のクレジットの創出
- ③ 環境教育サイトの設置と環境プログラムの実施
- ④ バイオマス発電や間伐材等を活用した森林業の活性化

取組み実施の背景等

SMBCグループは、「環境」「DE&I・人権」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」の5つを、SMBCグループとして主体的に取り組むべき重点課題（マテリアリティ）として定めており、その解決に向けたゴールの一つとして「自然資本の保全・回復」を掲げています。

金融機関である私たち自身が長期目線を持ち、「SMBCの森」をフィールドの一つとして、生物多様性保全や環境意識醸成、それらを通じたビジネス機会模索に取り組むことで、ネイチャーポジティブの実現に貢献していきたいと考えています。

取組みの成果等

2024年11月、「SMBCの森 伊勢原自然塾」を開所しました。本校は、SMBCが2006年より連携している、脚本家の倉本聰氏が主宰する環境教育施設「富良野自然塾」の8箇所目の分校です。

地球46億年の歴史を約460mの距離に置き換えた道をインストラクターによるドラマチックな解説によって迎える「地球の道」などのプログラムを通じ、自然環境の大切さを改めて感じてもらうことで、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材育成を目指しています。

また、「SMBCの森」が所在する伊勢原市と、日向地区の自然環境保全や地域活性化、環境教育、生物多様性の維持等に向けた基本協定を締結しています。

今後の課題・目標

SMBCグループは、ネイチャーポジティブ実現に向けた取組みを行いながら、得られた知見・経験を活かし、自然資本保全に向けたお客さまの取組みを支援していきたいと考えています。

今後もネイチャーポジティブ実現に繋がる取組みを通じ、社会的価値の創造に取り組んでいきます。

伊勢原市日向地区の森林取得とその活用について

https://www.smbc.co.jp/news/pdf/j20240401_02.pdf

「SMBCの森」の環境省「自然共生サイト」認定取得について

https://www.smbc.co.jp/news/pdf/j20240927_03.pdf

「SMBCの森」取得に伴う伊勢原市との日向地区の活用に係る基本協定締結について

https://www.smbc.co.jp/news/pdf/j20241126_01.pdf



SMBCの森



伊勢原自然塾



足利銀行



カーボン・マネジメントコンサルティングサービス

取組みの概要・特長

足利銀行は、お客さまの脱炭素経営に関する包括的な支援に取り組んでいます。支援内容は、「CO₂排出量算定」、「削減目標・計画策定」、「SBT (Science Based Targets) 認定の取得支援」に加え、設備の省エネ化、再エネ導入など実現性のある削減手段の提案を行っています。

お客さまからは、「省エネや環境に関する取組みを数値化することで、社内外にPRすることができるようになった」「自社での排出量算定には不安があったが、外部の目線が入ることで必要な情報が整理できた」「SBTの取組みが採用活動でプラスに働いた」などの評価をいただいています。

取組み実施の背景等

事業性評価等を通じお客さまの事業課題をヒアリングしていくなかで、SDGsや脱炭素・カーボンニュートラルへの対策に課題を持ちながら、リソース不足などから対応ができていない状況を把握しています。

このような背景を踏まえ、地域の脱炭素化促進に向け、脱炭素経営の普及啓発を図るため、専門的知見を有する提携先の支援を受けコンサルティングサービスを導入したものです。

取組みの成果等

2022年4月のサービス導入以降、2024年11月末時点で132件の申込があり、当サービスが自家消費型太陽光発電の導入やPIF・SLLなどのファイナンスに繋がっています。

また、地方公共団体や商工会議所との情報交換や脱炭素セミナーへの講師派遣により連携が進んでいます。こうした働きかけにより、中小企業向けSBT認定取得に関する補助金が栃木県内4市で創設されるなど地域をあげた取組みに発展しています。

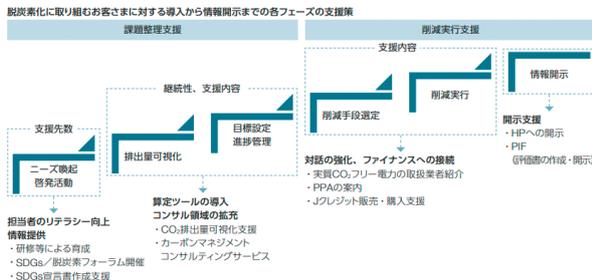
今後の課題・目標

排出量取引や炭素賦課金の導入など、脱炭素社会構築に向けた政策の整備が加速しています。このようななか、お客さまに必要な情報をタイムリーに提供するため、2024年度より各店に「脱炭素アドバイザー」を配置し、研修を通じ知識の習得とスキル向上を図っています。

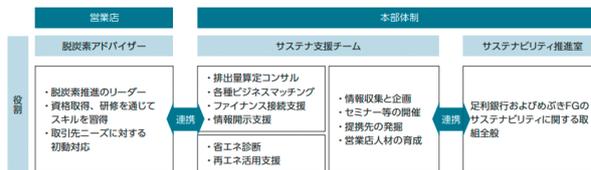
本部では担当者を増員すると共に、専門性の高い支援や新たなソリューションメニューの開発など、サービスメニュー拡充に取り組んでいます。

参考URL

<https://pdf.irpocket.com/C0060/efCi/mHC7/LmYt.pdf>
<https://pdf.irpocket.com/C0060/JS39/Xdik/JJOL.pdf>



脱炭素経営における企業の取組みと対応する支援メニュー



支援体制



横浜銀行



はまぎん環境教育プログラム

取組みの概要・特長

横浜銀行は、2022年5月に神奈川県内自治体の脱炭素化を支援するための官民の連携組織「地域脱炭素プラットフォーム」を設立しました。このプラットフォームの取組みの一環として、「はまぎん環境教育プログラム」を推進しています。その教育テーマの一つとして、家庭から出る廃食用油を原料とする次世代航空燃料「SAF (Sustainable Aviation Fuel: 持続可能な航空燃料)」に焦点を当てています。

2023年7月からは、関連企業の協力のもと、横浜市立西前小学校でモデル的に、子どもたちが地域や家庭に廃食用油の回収を呼びかける活動を実施し、そのための教材を開発しました。現在、この取組みは県内の他の自治体にも展開されつつあります。

取組み実施の背景等

コンコルディア・フィナンシャルグループでは、地域社会の持続的な発展に向けて、産学官金で連携しながら地域の脱炭素を推進しています。

2019年度の調査において、神奈川県内における温室効果ガスの排出部門では、家庭が産業に次いで2番目に多く、全体の21.1%を占めており、増加傾向にありました。しかし、脱炭素化に積極的に取り組んでいる市民はまだ少ないのが現状で、市民が自ら脱炭素に取り組む仕組みづくりが自治体共通の課題となっています。

そこで、子どもを通じて親の行動変容を促すアプローチが有効であると考え、家庭から出る廃食用油に着目しました。この油を回収してSAFに変えることを目的とし

た教材を開発し、学校へ提供することで、子どもたちの活動を通じた家庭や地域社会の行動変容を促すことを目指しています。

取組みの成果等

西前小学校では、このプログラムを通じて各家庭のほか学校や地域から689kgの廃食用油を回収することができました(回収期間: 2023年10月~2024年1月)。これは、約1,777kgのCO₂排出量削減に相当します。

取組みに参加した教師からは「子どもたちが環境への意識を高めるだけでなく、積極性や協力する力を身につけた」という声が上がリ、児童たち自身も「環境を良くするために地域や学校に関わるのができた」と実感しています。

今後の課題・目標

2024年度は横浜市内2校と厚木市内1校で取組みがスタートしました。

今後の課題としては、廃食用油の回収をさらに促進し、個人が直接脱炭素に貢献できる機会を創出しながら、意識改革や行動変容につなげることが挙げられます。そのためには、より効果的な回収システムの構築や市民への広報活動を強化する必要があります。

これらの課題を解決するために、引き続き官民連携で取組みを進めていき、最終的には、地域全体で脱炭素化を推進し、持続可能な未来を築くことを目指しています。

参考URL

https://ssl4.eir-parts.net/doc/7186/ir_material35/207265/00.pdf



環境教育プログラム概要図



横浜市立西前小学校での取組み



広島銀行



自動車部品製造における鋳造工程のカーボンニュートラル推進に向けた支援に関する取組み

取組みの概要・特長

自動車製造工程のなかで鋳造はCO₂排出量が多い工程となります。特に、鉄を溶かす溶解工程では燃料である石炭コークスの燃焼により多くのCO₂が排出されているため、地場鋳造サプライヤーはカーボンニュートラル達成に向けて石炭コークスの代替となるバイオマス燃料開発^{※1}を進めています。

広島銀行は、このバイオマス燃料開発の取組みを支援するために、環境省の「ESG地域金融促進事業」^{※2}を活用し、燃料の素材探索と安定供給に向けたサプライチェーンの構築について検討を進めました。

具体的な取組みとして、広島県の特産品である牡蠣の養殖に使用される「牡蠣筏」の廃材をバイオマス燃料の素材としたモデルケースを想定し、燃料製造のサプライチェーン構築に向けた課題抽出、製造プロセスの確認、課題解決のためのアクションプランを検討しました。

- ※1 廃棄物や未利用資源を炭化し、バイオマス燃料を製造する取組み
- ※2 環境省が地域金融機関に対してESG要素を考慮した事業性評価のプロセス構築等の検討を支援する事業

取組み実施の背景等

広島銀行は、広島県の基幹産業である自動車産業の支援を通じて持続可能な地域経済発展の実現に取り組むことは、地域金融機関としての使命であると考えています。

カーボンニュートラルへの対応は自動車産業に関連する企業の大きな課題であることに加え、本取組みは広島県全体のCO₂排出量削減に大きく寄与すると考えたこと

から、銀行として支援策の検討を開始しました。

取組みの成果等

検討過程においては銀行ネットワークを最大限活用し、地方公共団体、食料品製造業、牡蠣の養殖事業者、産業廃棄物処理事業者等の取引先に幅広く意見聴取することで、関係者が有する現状の課題や課題解決に向けた取組みの状況を網羅的に把握することができました。

その結果、地域資源を活用した代替燃料のサプライチェーン構築は、検討すべき課題は多数あるものの、実現可能性が十分にあることや、CO₂排出量削減に資する取組みであることが検証できました。

今後の課題・目標

今後の課題としては、サプライチェーンの実現には、1社単独の企業努力のみでの解決が困難な課題も散見されたため、行政や他の地元企業を巻き込んだ地域一体となった取組みが必要であることが挙げられます。

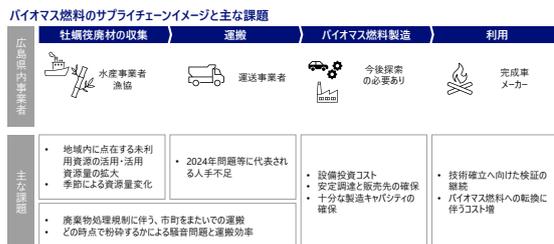
このバイオマス燃料の「地産地消」の仕組みが実現できれば、牡蠣養殖事業者の課題である牡蠣筏の廃棄問題の解決にもつながります。

地域内でのサーキュラーエコノミー構築に資する取組みとして、牡蠣筏以外の地域のカーボンニュートラル燃料の探索も含め、バイオマス燃料のサプライチェーンの実現を目指す方針です。

ESG地域金融実践ガイド 別添資料：事例集【令和5年度支援事例】
<https://www.env.go.jp/content/000212810.pdf>



宮島近郊の牡蠣筏



バイオマス燃料のサプライチェーンイメージと主な課題

3 ダイバーシティ推進に関する取組み



みずほフィナンシャルグループ

みずほフィナンシャルグループ

LGBT+への取組み～多様な社員が活躍できる職場に向けて

取組みの概要・特長

〈みずほ〉では、DEIコミットメント（3つの約束）として「多様性を力に」「自分らしく働き人生を豊かに」「認め合い高め合うカルチャー」を掲げ、DEIを推進しています。その一環として、LGBT+の社員が不利益を感じることなく安心して働くことができる職場づくりを目指し、パートナーの性別にかかわらず利用できる人事制度・福利厚生制度の整備や社内・社外の複数の相談窓口の設置等の環境整備、社員からの個別相談への対応、後述する全社員を対象とした研修の実施、社員以外も参加できるイベント開催・参加など、社員の意識啓発に積極的に取り組んでいます。

取組み実施の背景等

〈みずほ〉は、日々変化するビジネスニーズに応え、イノベーションを創出し続けるためには、多彩な個が自分らしく活躍できることが重要と考え、LGBT+の社員に対する環境整備や啓発活動等に継続的に取り組んでいます。

研修を中心とした意識啓発活動に加え、2020年からは定期的に全社員向けアンケートを実施し、社員意識の実態を把握する取組みを行っています。その中で、「周囲に当事者はいない」と思う社員や「知識はあっても、当事者との接し方がわからず不安」と感じている社員が多いという実態が見えてきたため、従来の研修等での知識のインプットに加え、2022年度から毎年、当事者を知る機会や、具体的な行動支援につながるようなイベントを開催しています。

取組みの成果等

イベントに参加した社員からは、「当事者が周りにいないのではなく、見えにくいだけ、という言葉にはっとした」、

「まずは相手の立場を自分に置き換えて考えてみることから始めたい」等、知識にとどまらず、自分の心で感じたり体験を通して理解を深める機会となったことが窺える感想が寄せられ、2024年に実施したアンケートでも、「周囲に当事者はいない」と回答した社員は4年前に比べ半減する結果となりました。

こうした取組みの積み重ねが対外的にも評価され、〈みずほ〉は一般社団法人 work with Prideの「PRIDE指標」の最高評価である「ゴールド」を2017年から2024年まで8年連続で受賞しています。

今後の課題・目標

自分の周りにも当事者がいると意識する社員が増えてきた一方、適切な接し方ができているか、無意識に当事者を傷付けてしまわないか、等に不安を感じている社員もいます。今後は、当事者と周囲の社員がお互いに安心してコミュニケーションができるための情報やノウハウに触れたり体験できる機会を増やしていき一人ひとりのSOGI（性的指向／性自認）を各人の個性として尊重する組織であり続けるべく、取組みを継続していきます。

そして、社員一人ひとりが理解を深めることで、全てのお客さまに〈みずほ〉をより一層安心・信頼して利用いただけるよう、ニーズを捉えた商品開発や、サービスの向上に活かし、社会に新たな価値を生み出していきます。

みずほフィナンシャルグループHP：

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進

<https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/employee/dei/index.html>

統合報告書

https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data24d_all_browsing.pdf#page=27

人的資本レポート

https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/mizuhocsr/report/pdf/hc_report_browsing_2024.pdf#page=14



Be You! 自分らしく輝こう



Pride指標で最高評価のゴールドを取得



研修で社員に啓発の場を提供



十六銀行



多様な人材が活躍できる職場づくり

取組みの概要・特長

十六銀行は、2023年4月に新人事制度を導入し、育児や介護と向き合う社員や専門性を有する社員、外部で経験を積んだ社員など多様な人材の成長と挑戦を支え、人的資本の価値を最大限に引き出すための様々な制度を新設し、取組みを推進しています。

また、社員が幅広い事業領域で意欲的にチャレンジできるよう、社内公募制度の対象を拡充しています。

取組み実施の背景等

新人事制度の実施にあわせ、十六銀行に籍を置く全社員が持株会社である十六フィナンシャルグループに転籍することで、持株会社を起点とした、銀行を含む子会社への人的リソースの最適配分や社員の個性や才能を活かした人事異動が可能となりました。また、多様な人材が活躍できるよう、社員の意識改革、行動改革を促し、成長できる機会の創出に取り組んでいます。

取組みの成果等

「リテンション制度」は、育児短時間勤務と育児時間外勤務免除の期間を子どもが小学校3年生を修了するまで利用できる制度です。育児短時間勤務の勤務時間は6時間または7時間とし、始業時刻から終業時刻の範囲内で柔軟に設定することができます。2023年度は104名が利用しており、育児と仕事を両立できる環境を整えています。

「エキスパート制度」は、専門的な知識や経験を持つ人

材を「エキスパート」として認定する制度です。エキスパートとして認定された社員は、本人の同意なく他部署への異動がなく、昇級において専門性が重視されます。現在、DX、システム、市場運用、リスク管理などの分野で、エキスパートとして活躍している社員がいます。

「ジョブリターン制度」は、外部企業で経験を積んだ元社員や、結婚・出産などのライフイベントを経験した元社員を再雇用する制度です。これまでに2名を再雇用しており、自身が培ってきた経験を活かして第一線で活躍しています。

「キャリアチャレンジ制度」は、新たな業務に挑戦したいという社員の想いに応える社内公募制度です。新会社設立メンバー、新規事業領域、外部企業への出向、海外駐在など幅広い業務で制度を活用しており、2021年度以降延べ362名の社員が応募し、32名の社員が登用されています。多くの社員が意欲的にチャレンジできる風土が醸成されており、多様な人材の活躍を後押ししています。

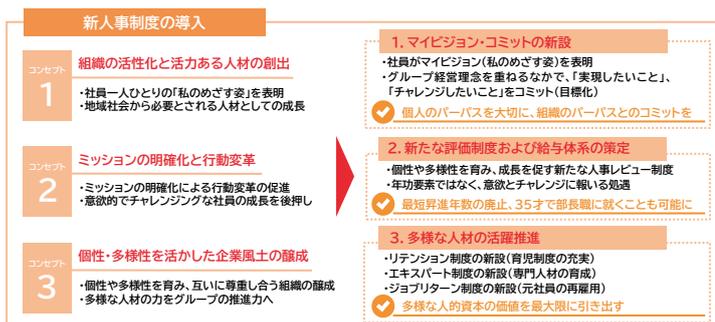
今後の課題・目標

外部環境の変化に対応し、持続的な成長をしていくためには、社員一人ひとりが個性を發揮し、成長していくことが必要です。今後も各種制度の充実や利用促進に向けて取り組み、多様な人材が活躍できる職場づくりを目指します。

統合報告書2024 多様な人材の活躍推進 (P57~64)
https://www.16fg.co.jp/ir/disclosure/files/tougou2024_04.pdf



新人事制度のコンセプト



新人事制度の概要



百五銀行

百五銀行
FRONTIER BANKING

男性従業員の育児参画推進の取組み

取組みの概要・特長

百五銀行は、従業員一人ひとりが働きがいを感じながら能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることを目的とし、ダイバーシティ推進を経営戦略として掲げています。なかでも、仕事と育児を両立するための支援体制を整備し、男性従業員が仕事で活躍しながらも、子育てにも携われるよう、さまざまな取組みを行っています。

(1) 育児休業制度の拡充

2022年10月に育児休業制度を改定し、子が3歳を迎える月の前月末までの間に、「産後パパ育休」と合わせて、最大4回まで分割取得を可能としました。また、育児休業は、「産後パパ育休」と通算して10営業日までを特別休暇とし、柔軟に取得しやすい制度としています。

(2) プレパパミーティング等の開催

子が生まれる男性従業員を対象に「プレパパミーティング」を年2回開催し、育児休業制度や休業中の過ごし方について情報提供を行っています。また、所属長向けに男性の育児参画推進についての勉強会を開催しています。さらに、職場全体で働き方改革に取り組み、対象者が気兼ねなく育児休業を取得できるよう、仕事の見直しや効率化に取り組んでいます。

(3) 両立ガイドブックの配付と相談窓口の設置

育児休業制度や取得手続きについてわかりやすく説明する両立ガイドブックを作成し、従業員に配布しています。また、従業員が気軽に相談できるよう、人事部をはじめとする複数部署に相談窓口を設置しています。

取組み実施の背景等

全国で男性育児休業取得率が低い状況が続いているな

か、働き方改革やジェンダー平等の観点から、男性の育児参画を促進することが求められています。百五銀行では、従業員一人ひとりが家族との時間を大切にしながらキャリアを築ける環境づくりが重要であると考え、男性従業員が育児休業を取得しやすい職場文化の醸成に取り組んでいます。

取組みの成果等

男性の育児休業取得率は、2022年度109%、2023年度106%と推移し、2024年度も100%以上を維持しています。

育児休業を取得した男性従業員は、積極的に家事や育児に参画しており、ワークライフバランスの充実による従業員満足度の向上にもつながっています。

なお、2024年度開催された三重県主催の「パパ育休のススメ 職場のエピソード大賞」に多数の従業員が応募し、1名がイクボス部門のグッドエピソード賞に選ばれ、百五銀行の取組みを地域に広く発信できました。

今後の課題・目標

男性育児休業取得率100%以上を維持し、今後は、取得日数の増加を課題としています。引き続き、従業員の多様な働き方を支援し、持続可能な組織づくりを目指します。さらに、地域でのリーディングバンクとして社会全体における男性育休の普及にも関与していきます。

ホームページ

<https://www.hyakugo.co.jp/about/diver/>

統合報告書

<https://www.hyakugo.co.jp/about/pdf/jintekishihonkeiei-no-torikumi.pdf>

アニュアルレポート（英語版 統合報告書）

<https://www.hyakugo.co.jp/ir/english/2024/pdf/19.pdf>



「プレパパミーティング」ZOOM開催



男性従業員育児風景



京葉銀行

プラスαで、未来をともに。
京葉銀行

夫婦参加型セミナー「Family Café」

取組みの概要・特長

京葉銀行では仕事と育児の両立支援の一環として、2016年度から夫婦参加型セミナー「Family Café」を開催しています。

他社で勤務するパートナーも参加できるように休日の開催とし、子供は別室の託児室に預け、スイーツやお茶を楽しめるカフェのような空間で、夫婦でじっくりこれからの“家族のカタチ”を考える機会としています。外部講師による講話から“仕事と育児”の両立のためのポイントを学ぶほか、育児家事分担を改めて夫婦でとらえるためのワーク実施、参加者同士の情報交換などを内容としています。

取組み実施の背景等

京葉銀行では誰もが安心して働き続けることができる職場環境を目指し、ダイバーシティとワークライフバランスを推進しています。特に育児については、携わることによって家族との絆が深まるほか、多様な価値観が芽生え「育自」ができるチャンスととらえ、かねてから法定を上回る両立支援制度やサポート体制を整えてきました。

男性の育児参加については、行内の意識改革を図るため、管理職の人事考課項目に男性部下の育児休業取得の有無を設定し、上司から積極的に取得が促されるようにしています。

休業取得のみならず、日常から育児への意識改革を図るため、2016年度から「Family Café」を継続実施しています。

【開催の目的】

- ①男性の子育てやパートナーとのコミュニケーションのコツなど、仕事と育児の両立へのヒントをつかむ。
- ②京葉銀行の両立支援制度や職場環境等を知るきっかけをつくる。
- ③先輩・後輩を含めた行内の育児中の行員と交流を通じて、仕事と育児の両面での情報交換を図り、ネットワークづくりの場とする。

取組みの成果等

「Family Café」開催以降、男性の育児休業取得率は2017年度69%から徐々に上昇し、2022年度以降は100%を維持しています。育児休業取得のみならず、次世代育成支援対策推進法にもとづき、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業として、2022年12月、「プラチナくるみんプラス」の認定を受けました。

今後の課題・目標

京葉銀行では今後も、誰もが安心して働き続けることができる職場を整えることにより、行員の能力を十分に発揮できる職場づくりを行っていきます。引き続き同様の取組みを行い、目標として掲げている男性育児休業取得率100%維持を目指していきます。

統合報告書ディスクロージャー誌2024

HP

<https://keiyobank.co.jp/sustainability/social/diversity/ikuji/>



夫婦参加型セミナー Family Café



外部講師によるセミナーの様子



あいち銀行



ダイバーシティ推進委員会「通称：あいちむ」における多様な人財の活躍促進に向けた取組み

取組みの概要・特長

あいち銀行では、年齢・性別・経歴の異なる10名の行員で構成するダイバーシティ推進委員会「通称：あいちむ」を組織し、ダイバーシティ推進に関する課題の分析や、施策に対する意見交換・取組み方針等を協議しています。

ミーティングは概ね3か月おきに開催し、「女性活躍」「育児・介護および治療と仕事との両立」「シニア人財の活躍」「若年層育成」「男性の育児参加」「ES」等、幅広いテーマについて議論を重ねています。

全行的にダイバーシティを推進するためには、行員の多様な視点や考え方を諸施策の検討や意思決定に取り入れることが重要であり、「あいちむ」での協議内容が多くの施策に活かされています。

取組み実施の背景等

あいち銀行の前身である愛知銀行・中京銀行では2015年にダイバーシティ推進室を設置、また愛知銀行では2022年9月にダイバーシティ&インクルージョン推進グループを設置し、「企業文化改革と人財育成」を重点戦略としてダイバーシティへの取組みを推進してきました。

多様な人財の活躍を促進するためには、行員の声に耳を傾け、様々な視点を施策に取り入れることが必要であり、これらを実現するためのワーキンググループとして「あいちむ」を発足しました。

「あいちむ」では2019年11月の発足から現在に至るまで、メンバーを入れ替えながら継続して意見交換を

行っています。

取組みの成果等

2024年は「有休取得率向上にむけた施策」「不妊治療のための休暇制度（ファミリーサポート休暇）の導入」「ES向上にむけた施策」「合併に向けた子銀行同士の融和策」「ドレスコードフリーの導入」等について議論し、その内容が各施策に活かされているほか、「あいちむ」メンバー自身の視野も拡がり成長の機会となっています。

独自の取組みとしては、2025年1月の愛知銀行と中京銀行の合併に向けて行員同士の融和が不可欠となっていたため、「あいちむ」の発案により、各職場の写真掲載と共に合併までのカウントダウンを行内グループウェアにて行いました。この取組みは多くの職場から好評を博し、合併にむけて行員同士の融和や士気を高めることができたと考えています。

また、自身の企画が本部施策にダイレクトに反映されることで、メンバーの経営参画意識向上に繋がっています。

今後の課題・目標

人財戦略の主要施策として更なるダイバーシティへの取組み強化が求められるなか、対処すべき課題は多岐にわたります。

今後も「あいちむ」では、メンバー一人ひとりの自由な発想を大切に、全行員が生き活きと働き続けられる職場環境の実現に向けて活動していきます。

あいちFGサステナビリティへの取組み「多様な人財の活躍促進」
<https://www.aichi-fg.co.jp/sustainability/attempt/action/>



あいちむのメンバー



ミーティングの様子



みなと銀行



フルタイム勤務支援の取組み

取組みの概要・特長

2024年6月1日から、1歳以上小学校就学前の子を養育する従業員が、時短勤務を利用せず、早期に定時就業を再開することに伴う育児に係る経済的負担の支援を目的として、「フルタイム勤務支援手当」を設けました。

子育てにおける費用負担を軽減できるようにすることで、仕事と家庭の両立を支援できる制度です。

取組み実施の背景等

女性の社会進出が進むなかで、結婚・出産・育児を理由にキャリアアップを諦める女性は少なくありません。また、共働き世帯の増加により、子育てをしながら働く従業員が増えています。女性だけでなく、男性も育児に参加しながらフルタイム勤務を行える環境を整える必要があると考え、仕事と家庭の両立支援・女性活躍推進といった現代の社会課題に対応するため、本制度を新設しました。

取組みの成果等

手当の支給は年2回であり、2025年2月末が初回の支給です。手当支給対象者からは、「保育料は決して安くはないので、本制度は大きな助けとなる」「育休からの復職時に、時短勤務を使わずにフルタイム勤務を選択する従業員が増えると思う」といった声があがりました。育児

を理由にフルタイム勤務をためらう女性が本制度を活用することで、キャリアを継続しやすくなり、女性リーダーの育成にも繋がると考えます。また、女性だけでなく男性も本制度を利用できるため、従業員満足度の向上が期待できます。

今後の課題・目標

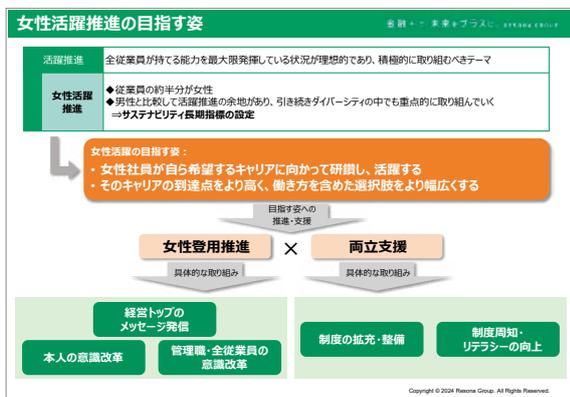
課題は、主に二点あります。まず一つ目は、女性管理職比率の向上です。役員や管理職に占める女性の割合が少なく、女性自身も「自分には責任のあるポジションは向いていない」と考えており、自信のなさから管理職を目指す意欲が低いという現状です。

二つ目は男性育休の取得推進です。男性の育休取得率が低いことで、女性の育児負担が増加し、仕事との両立が難しくなります。

本課題については、育児を支援する制度を、男女問わず利用しやすい環境を作ることを推進していく必要があります。また、女性管理職比率向上については、研修やセミナーの実施、また女性リーダーの事例を積極的に発信し、次世代の女性リーダーに希望を与えられるような会社を目指します。

参考URL

<https://www.minatobk.co.jp/about/csr/diversity.html>



女性活躍推進の目指す姿

制度周知・リテラシー向上	
実施案	目的等
パパ・ママ入門セミナー	✓子が産まれる前の従業員を対象とした配属型セミナー ✓産育休に関する制度や先輩社員からのアドバイスを配属
復職支援セミナー	✓育休復職前の従業員を対象としたオンラインセミナー ✓業務別講義や先輩社員パネルディスカッション等を通じて復職後のタイムマネジメントを考慮する場として開催
育休復帰者応援セミナー	✓育休復職後の従業員を対象としたオンラインセミナー
仕事と育児両立支援ガイドブック	✓育児と両立しながら働くための制度を周知
子育て支援ガイドブック	✓子の出産前後に係る制度や育児と両立しながら働くための制度を周知
介護セミナー	✓介護に関する情報を提供し、仕事と介護の両立について考えるためのセミナー ✓グループ合同開催
仕事と介護両立支援ガイドブック	✓介護と両立しながら働くための制度を周知
性別に起因する健康課題に関するビジネススクール	✓女性のキャリアアップと切り離すことのできない女性特有の健康課題に対する男女相互の理解醸造を目的として実施

制度周知・リテラシー向上

4 高齢者・障がい者等の対応に関する取組み



百十四銀行



医療・介護事業分野への取組み

取組みの概要・特長

百十四銀行では、高齢者や障がい者を含む地域の人々が安心して医療・介護サービスを受けられるような地域医療体制の構築を図るべく、医療・介護事業者に対して有償コンサルティングを含む様々な支援を行っています。具体的には、開業支援や、経営改善、人材定着支援、承継支援等、分野も多岐にわたります。

その他にも、香川県や医師会等の協力を得て、持続的な医療提供体制を整えるために香川県が定めた「地域医療構想」の実現に向けたセミナーの開催や、医師会と連携して後継者不在に悩む開業医と開業を希望する医師を繋ぐ活動等も行っています。

これらの取組みにより、後継者難や経営課題を抱える医療介護事業者の事業継続性を高め、地域の高齢者等への安定的なケア提供に寄与しています。

取組み実施の背景等

百十四銀行の基盤である香川県は、高齢化や人口減少により地域医療の担い手不足が顕在化していたり、診療報酬・介護報酬の厳格化や建築費や物価高騰といった環境の変化により、事業継続が困難になるケースが増加しています。こうした背景の下、当行は自らのコンサルティング機能を高め、営業店や地域のステークホルダーと一体となって医療機関や介護事業者を支えることで、高齢者等のケアが必要な人が、住み慣れた地域で必要なケアを享受できるような地域医療体制の構築を目指しています。

取組みの成果等

- ・2021年4月の開始以降、有償コンサルティングを通じて、開業や経営改善計画の策定、経営改善に係る伴走支援、人材流出防止の取組支援などを行い、これまでに多数の医療機関や介護事業所の支援を実践してきました。このような取組みは、高齢者等が安心して利用できる地域医療の持続性向上に寄与していると考えています。
- ・香川県医師会と2022年4月に締結した「医業承継に関する連携協定」や、2021年と2023年に香川県などと共催で開催した地域医療構想セミナー等、当行と香川県や香川県医師会との協働による地域医療継続支援の取組み内容が「令和5年度 地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」において内閣府特命担当大臣（地方創生担当）から表彰を受けました。

今後の課題・目標

今後は、さらなるコンサルティング機能の向上等により、より高度な経営課題への対応を目指します。また、デジタル技術を活用した遠隔医療や、地域連携の推進、行政との協働等により、地域の人々が必要な時に必要なケアを享受できるよう、持続可能な地域医療・介護基盤の構築に努めていきます。

参考URL
<https://www.114bank.co.jp/>



表彰式の様子



医療セミナーの様子



オンラインでの医療セミナーの様子

5 貧困に関する取組み



埼玉りそな銀行



「子どもの居場所」に対する取組み

取組みの概要・特長

2020年8月、埼玉県と社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会との間で「子ども食堂等子供の居場所を支援するための協働に関する協定」を締結しました。

同月「埼玉りそなSDGs遺言信託/マイトラスト」の取扱いを開始し、お客さまの大切な財産を子ども支援に役立てていただける遺贈の信託商品を提供するとともに遺贈先の基金には取扱手数料の一部も寄付しています。

その後、2022年4月には法人向け私募債発行に係る手数料の一部を、2023年4月には投資信託の販売手数料の一部の寄付も開始しました。

商品取扱以外にも、本社および浦和中央ビルの社員食堂で子ども食堂応援メニューを取り扱い、喫食代の一部が寄付される仕組みを2020年4月より導入しています。

また、金銭寄付以外にも、従業員が自身の家庭等に眠る食料品等を集め寄付するフードドライブ活動や、地域の支援団体と連携し、食料品以外に必要なもの（サイズアウトした子供服・読まなくなった絵本や学習参考書・使用しなくなったランドセル等）の贈呈も広がっています。お取引先にお声がけし、協働するケースも複数あります。

また、2022年10月には、せんげん台支店の3階の空きスペースを子どもの居場所「りそな YOUTH BASE」として開設し、地域の子ども支援団体宛てに無償貸出を開始しました。現在、複数の団体により、無料学習支援や外国にルーツを持つ子供たちへの日本語支援等の場所として利用されており、有志の従業員もボランティアとして参加しています。クリスマスや夏休み等には、子ども支援団体と共催でイベントを企画したり、協力をお申いただいたお取引先と連携したイベントも多数実施しています。

2024年8月にはせんげん台に次ぐ子ども支援拠点として、過去社内保育所として使用していたスペースに「りそな YOUTH BASE 浦和」を開設し、地域の支援団体との連携を進めています。



りそな YOUTH BASE (せんげん台) 平日の学習支援の様子

2025年2月には川越支店のセミナールームを活用した「りそな YOUTH BASE 川越」を開設し、地域の学習支援団体と教育機会の均等も視野に入れた子どもの居場所の更なる拡充を目指しています。

取組み実施の背景等

国内における子どもの貧困は9人に1人といわれており、経済的に余裕のない家庭の子どもや、家族のケアを担うヤングケアラーなどのサポートを必要とする子どもたちの存在が注目されています。そのような状況下、「子どもの居場所」づくりは重要性を増しているとの認識です。

埼玉県5か年計画においても「子どもの居場所」づくりへの支援等は重要テーマとして掲げられており、地域の一人としてできることがないか、県や社会福祉協議会、地域の支援団体の方と意見交換をしていくなかで、当行にできることを一つ一つ進めています。

取組みの成果等

子どもの居場所支援等県関連基金への寄付（2024年9月時点）：累計1億円超

フードドライブ実施実績（2024年9月末時点）：91拠点で累計30,940点寄贈

埼玉県 令和4年度「SAITAMA社会貢献賞」受賞

埼玉県 令和6年度「つながるSAITAMA大賞 優秀賞」受賞

今後の課題・目標

地域金融機関として、地域の将来を担う子どもたちのためにできることは多くあると考えます。引き続き地域の皆さまと連携し取り組んでいきます。

埼玉りそな銀行プレスリリース

https://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/hd_c/detail/20221017_2753.html

埼玉県 令和4年度「SAITAMA社会貢献賞」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0302/syakaikouken_pt/r4hyousyou.html

埼玉県 令和6年度「つながるSAITAMA大賞 優秀賞」受賞

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/kodoku-koritsu/hyosyo/r6hyosyoshiki.html>



りそな YOUTH BASE (浦和) オープンセレモニーの様子



肥後銀行



ステークホルダーと連携したSDGs達成・子育て支援の取組み

取組みの概要・特長

肥後銀行は熊本市、地元企業と連携し、SDGsの達成および子育て支援、資源循環を目的に「こどもまんなかプロジェクト」を実施しています。

行員や市職員、協力企業社員の家庭で不要となった子ども服、家庭にある賞味期限が近い食料品を回収し、必要とされるご家庭や子ども関連機関へ配布するプロジェクトです。

本プロジェクトは、2022年度からこれまで4回実施しており、回を重ねるごとにステークホルダーを拡大しながら取組みの輪を広げています。

取組み実施の背景等

成長と共に着用できなくなった子ども服を回収し、また新たな場所で誰かに着ていただく（Rewear）ことで資源の循環に繋がるとともに、「1着の子ども服が紡ぐ笑顔を増やしたい」という思いからスタートしました。

初年度は子ども服を対象に回収配布を行いました。子育て支援に加え地域の食品ロス削減を目的とし、2023年度からは食料品の回収配布もあわせて実施しています。

取組みの成果等

これまで4回の実施で子ども服約1.8t、食料品約1tを回収し、約1,200名を超える方々に配布してきました。

また、本プロジェクトの趣旨へ賛同いただく企業・団体は年々増えており、2024年度は高校生にも回収や当日運営に協力いただきました。

取組みの認知度も徐々に高まっており、県内自治体、企業からの問い合わせも増えています。実際に他の自治体で本プロジェクトスキームを参考に子ども服の回収配布を実施した事例もあり、取組みの横への広がりも生まれています。

今後の課題・目標

現在、子ども服・食料品の回収においては、協力団体の従業員を対象に行っていますが、地域の方々から「回収にも協力したい」との声をいただいています。さらに活動の輪を広げるべく、様々なステークホルダーと連携を図りながら新たなスキームの構築も検討していきたいと考えています。

今後も地域の皆さまとともに持続可能な地域社会の実現に向けた取組みに尽力していきます。

第四回開催案内リリース

<https://www.higobank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=2741>

第四回実施報告リリース

<https://www.higobank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=2779>



プロジェクト当日の様子



回収した子ども服



回収した食料品

6 ESG 融資等・地方創生に関する取組み



七十七銀行



宮城県沿岸部におけるブルーエコノミーの構築

取組みの概要・特長

七十七銀行では、環境省が実施する「令和5年度ESG地域金融促進事業」による支援を活用し、地方公共団体や事業者と連携しながら、水産業のサステナビリティ向上に向けた取組みを実施しています。

＜公募申請時に想定した取組み＞

- ①ブルーエコノミーの構築に向けた自治体、大学、事業者等のステークホルダーとのネットワーク構築
- ②海水温上昇に伴う魚種の変化や漁獲量の変動にかかる推計の実施、トレンド把握
- ③推計データにもとづく水産事業者の事業性評価の高度化
- ④宮城県沿岸部における海洋資源保全、炭素吸収量の増加、ブルーカーボンの創出

取組み実施の背景等

宮城県の主要産業の一つである水産業においては、気候変動に起因する海水温上昇に伴い、魚種の変化や漁獲量の変動等、事業への影響が発生しています。このような状況を踏まえて、水産事業者の事業継続にかかるリスク抑制とサステナビリティ向上に向けた支援が必要であると認識し、本取組みを実施しています。

取組みの成果等

水産業のサステナビリティ向上に向けて、自治体、事業者、大学等のステークホルダーと対話を実施し、地域における課題等を把握するとともに、アクションプランを整理しました。

①ステークホルダーとのネットワーク構築

水産事業者の支援体制の構築に向けて、ステークホルダーとの対話を通じて、今後の連携体制を検討

②今後の水産業のトレンド把握

海水温上昇に伴う宮城県沖の魚種の変化や漁獲量の変動について、直近の宮城県沖主要漁港の漁獲量推移を整理したほか、有識者にヒアリングを実施

③アクションプランの整理

水産業においても、グローバル市場を意識する必要性が高まるなかで、トレーサビリティ確保など、日本の水産事業者が今後取り得るアクションについて整理

今後の課題・目標

①水産事業者のニーズに沿った支援策

水産事業者が現状どのような課題に直面しているのか、今後の事業継続における懸念事項について把握したうえで、地域金融機関として体制構築・ビジネスマッチング・ファイナンス等の支援策を検討

②漁港・漁場の活性化

自治体・漁協等のステークホルダーを巻き込んだプロジェクトの検討

③水産業・港湾地域の脱炭素化

ブルーカーボン創出に向けたプロジェクトの検討

参考URL

https://www.77bank.co.jp/pdf/newsrelease/23071004_esp.pdf

宮城県 政策の基本的方向	水産業者の 取組めるアクション	具体的な支援策
持続性で収益性が高く、創造的な事業・価値を生み出す体制の確立	養殖・栽培漁業	体系的な支援策 ・ トレーサビリティ確保やMSC認証取得に向けた支援事業者の紹介 ・ 産地事業に精通した事業者や専門家の協力を活用する取組の推進 ・ マーケット調査
スマート水産業推進プロジェクト	MSC認証取得・FIPへの参画（トレーサビリティの確保）	ビジネスマッチング支援 ・ トレーサビリティ確保やMSC認証取得に向けた支援事業者の紹介 ・ スマートファームの販売・生産確保、販路拡大の支援
水産物輸出促進プロジェクト	新規漁業者・新規漁業種	ファイナンス支援 ・ 産地資金の融資（スマーフ・ファイナンスを想定）
将来にわたって持続する活力ある高度地域として、社会基盤の強化	漁港・漁場の有効活用（海業）	・ 産地資金の融資に活用可能なブルーエコノミーの実現に資する活性化・デジタル活用等の検討 ・ （資金需要発生時）運転資金・設備資金の融資
海の豊かさを守り支える推進官庁と連携・地域関係強化プロジェクト	水産業・漁業地域の関係強化	・ 自治体との連携、水産業・漁業地域の関係強化に関する地域関係者の会議 ・ セミナーや勉強会を通じた、多様なステークホルダーに対する関係強化の取組 ・ 自治体との連携、水産業・漁業地域の関係強化に関する地域関係者の会議 ・ セミナーや勉強会を通じた、多様なステークホルダーに対する関係強化の取組

今回整理したアクションプランの全体像



水産業界最大級のイベントである「東京サステナブルシーフードサミット」に登壇



伊予銀行



歴史的資源を活用した観光まちづくり事業

取組みの概要・特長

- ・2018年4月、産官金による「持続可能な観光まちづくり」のために、伊予銀行・バリューマネジメント㈱・(一社)ノオト・㈱NOTE・大洲市とで連携協定を締結しました。
- ・同年、協定にもとづき、大洲市は「地域の文化を未来へとつなぐ」ため、観光地域づくり法人「(一社)キタ・マネジメント」を設立しました。併せて、いよぎんキャピタル㈱も一部出資を行い、町家・古民家の改修・賃貸・管理を担う㈱KITAを設立しました。また、当行は(一財)民間都市開発推進機構と共同で「大洲まちづくりファンド(2億円)」を組成しました。
- ・なお、伊予銀行からは(一社)キタ・マネジメント設立時から総務課長1名、2021年から代表理事1名を出向させています。

【主な取組み】

- ・歴史的建造物を改修し、まち全体を1つのホテルと見立てた「分散型ホテル(NIPPONIA HOTEL大洲 城下町)」開発やテナント誘致
- ・日本初の木造天守での宿泊体験「大洲城キャスルステイ」
- ・国指定重要文化財「臥龍山荘」での貸切朝食およびお呈茶体験等

取組み実施の背景等

- ・町家・古民家所有者の高齢化や相続等を背景に、空き家の維持が困難になり、景観が損なわれ、多くの歴史的建造物が放置され朽ち果てたり取り壊されることで、古き良き城下町の美しい町並みが失われる危機感から当事業は始まりました。

- ・空き家を宿泊施設等に再生させ、観光客を呼び込み、「地域経済活性化」や「雇用創出」を図ることにより、まちへお金が落ち循環する仕組みの構築を目指しています。この取組みがシビックプライドの醸成につながり、次世代にも引き継がれることを期待しています。

取組みの成果等

- ・36棟の町家改修、27事業者の進出、134名の新規雇用
- ・2021年グッドデザイン賞
- ・2022年観光庁長官表彰
- ・2022、2023年「世界の持続可能な観光地TOP100選」に2年連続選出
- ・2023年「The Green Destinations Story Awards ITB Berlin」の「文化・伝統保全」部門で世界1位受賞
- ・2024年「世界の持続可能な観光地アワード」でシルバーアワード受賞

今後の課題・目標

- ・平日宿泊者の増加

ハード面では、美食や名物を取り扱う飲食店や店舗の拡充が必要であり、ソフト面では、企業研修、報奨旅行、スモールMICE、インバウンド誘致の強化が必要であると考えています。

- ・連泊可能なコンテンツの充実

体験型コンテンツの充実や近隣市町村との連携を深め、滞在時間の増加や満足度向上に努めることで、観光消費額を増加させ地域経済への波及効果を高めていきます。

公式HP
<https://kita-m.com>

STORY BOOK
<https://kita-m.com/sustainable/book/>



開発初期の「NIPPONIA HOTEL大洲 城下町」



2018年 連携協定締結式

有識者
コラム

2024年の SDGs/ESGを めぐる国内外の 動向

株式会社日本総合研究所
常務理事
足達英一郎



あだち ● えい い ち ろ う
1986年一橋大学経済学部卒業後、
1990年株式会社日本総合研究所入
社。経営戦略研究部、技術研究部を
経て、現職。金融庁「サステナブル
ファイナンス有識者会議」メンバー、
ISO/TC322 国内委員会委員長。



(注) 本稿は2024年12月17日時点の情報にもとづき
作成しています。

「未来のための協定」の採択

ニューヨークの国連本部で2024年9月22日、「グローバルデジタルコンパクト」と「未来世代宣言」を含む「未来のための協定」が採択された^{*1}。この文書は、いま現在の課題と将来の課題に、国際協力を適応させるための、包括的で長年にわたるプロセスの集大成であると国連は位置づけている。これまでで最も広範囲にわたる国際協定であり、まったく新しい分野と、数十年にわたって合意が不可能であった問題をカバーしているとも言われる。グテーレス国連事務総長は「祖父母が築いたシステムでは、孫たちにふさわしい未来を築くことはできない」と述べた^{*2}。

この協定は、平和と安全、持続可能な開発、気候変動、デジタル協力、人権、ジェンダー、若者と未来世代、そしてグローバルガバナンスの変革など、幅広い問題を扱っており、そして協定全体が、SDGsの達成を加速させるように設計されている。具体的には、全部で56の実行項目を盛り込んだ。各々の項目は「我々、世界の人々を代表する首脳は」という主語で始まっており、「～を決した」と今後講じようとする行動が列挙されている。

例えば、アクション12には「我々は、2030年までに持続可能な開発目標を達成することに引き続き注力し、取り組んでいく。2030年以降も、持続可能な開発に対する既存、新規、および出現しつつある課題に取り組むことで、私たちが望む未来を築くための努力を継続する」と記述されており、「2027年9月に、国連総会主催のハイレベル政治フォーラムを開催し、2030年までと、それ以降の持続可能な開発をいかに推進するかを優先事項かつ我々の活動の中心として検討する」という一文が入った。これは、SDGsの次のグローバル・アジェンダ、すなわちポストSDGsの議論が、2027年9月以降に正式に本格化することを意味している。

また、アクション53には「我々は、持続可能な開発はバランスのとれた統合的な方法で追求されなければならないことを認識する。我々は、国内総生産を補完し、あるいはそれを超える持続可能な開発の進捗状況の尺度を緊急に策定する必要があることを再確認する。これらの尺度は、開発資金や技術協力へのアクセスに関する情報提供の検討を含め、持続可能な開発の経済的、社会的、

*1 https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/soft-pact_for_the_future_adopted.pdf

*2 <https://news.un.org/en/story/2024/09/1154476>

環境的側面の進捗状況を反映すべきである」と記述された。これは、新たな統合的指標開発の方向性を強く示唆している。

さらに、特徴をなす「未来世代宣言」では、さまざまな意思決定において将来の世代を考慮するための具体的な措置が盛り込まれており、「将来世代の特使」の任命も検討されている。特に世界レベルで、若者が自分たちの人生を形作る決定に参加するための、より意義ある機会を提供することへのコミットメントが書き込まれている。

遅滞するSDGsの目標達成に向けた進捗

他方で、SDGsの目標達成に向けた進捗が捗々しくないことも否定できない。SDGs達成に向けた各国の進捗状況を世界規模で評価している国際的な研究組織「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」(SDSN)が2024年6月に公表した「持続可能な開発レポート2024」(旧称SDGインデックス&ダッシュボード)^{※3}によれば、平均すると、2030年までに世界的に達成できる見込みのSDG目標はわずか16%で、残りの84%は進捗が限定的、または進捗が後退しているという。世界レベルでは、SDGの進捗は2020年以降停滞しており、特に目標2「飢餓をゼロに」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさを守ろう」、目標16「平和と公正をすべての人に」が軌道から外れているとされている。とりわけ、食料と土地システムに関連するSDG目標は、際立って軌道から外れており、世界では2030年までに6億人が依然として飢餓に苦しみ、他方で肥満が増加し、農業、林業、その他の土地利用からの温室効果ガス排出量が世界の年間排出量のほぼ4分の1を占めていることが報告されている。国別では、北欧諸国は引き続きSDG達成をリードするとともに、BRICS諸国は大きな進歩を遂げている一方で、貧困国や脆弱国は大きく遅れをとっているという指摘がなされている。

同じく、2024年6月に国連経済社会局が公表した「持続可能な開発目標レポート2024」^{※4}も、世界の乳幼児死亡率の削減、HIV感染の予防、エネルギーとモバイルブロードバンドへのアクセスなど、具体的な進歩が見られた分野もあるものの、最新のデータと推定にもとづいて、

SDGs達成に向けて世界が直面している困難な状況について詳しく説明している。レポートはCOVID-19パンデミックの影響、紛争の激化など地政学的緊張、気候変動の進展により進捗は著しく妨げられており、現在のままでは残りわずか6年でSDGs達成に必要な水準には、はるかに及ばないと結論付けた。同時に気候変動、平和と安全、国家間の不平等など、SDGsの進歩を阻害する重要な分野で特に行動を加速する必要がある点を強調している。このレポートを受けて、グテーレス国連事務総長はSDGsは大きな逆風に直面しているとし、目標全体では5つのうち4つ以上が軌道から外れていると警鐘を鳴らした^{※5}。

前述の「持続可能な開発レポート2024」の国別評価では、日本のSDGs達成度は167カ国中18位で、過去最低順位だった前年(166カ国中21位)から3ランク上昇したとの結果であった。当該レポートは、各国の取組みの進捗状況を、17の目標ごとに「達成済み」「課題が残る」「重要な課題がある」「深刻な課題がある」の4段階で評価している。このうち日本で「深刻な課題がある」とされたのは、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標12「つくる責任、つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさを守ろう」の5つで、この顔ぶれは昨年のレポートと変わっていない。目標5「ジェンダー平等を実現しよう」では、国会議員(衆院議員)の女性比率の低さや男女の賃金格差が引き続き問題だとされている。

男女共同参画をめぐる動き

日本のジェンダー平等の進捗の遅れが、国際的に改めて指摘されたことも2024年の大きな特徴だった。

国連の人権および多国籍企業ならびにその他の企業の問題に関する作業部会は、2024年5月に2023年7月24日から8月4日までの日本訪問に関する報告書(文書番号:A/HRC/56/55/Add.1)^{※6}を作成した。この報告書では「ビジネス界がバリューチェーン全体にわたって人権デューデリジェンスを理解し、実施する能力に関しては課題が残っている。同作業部会はまた、女性、先住民、部落民、障害者、移民労働者、LGBTQI+の人々などのグループが経験する職場での差別やハラスメント

※3 <https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2024/sustainable-development-report-2024.pdf>

※4 <https://unstats.un.org/sdgs/report/2024/The-Sustainable-Development-Goals-Report-2024.pdf>

※5 <https://news.un.org/en/story/2024/09/1154811>

※6 <https://documents.un.org/doc/undoc/gen/g24/068/47/pdf/g2406847.pdf>

に特に顕著にみられる、深く根付いた有害なジェンダー規範や社会規範に目配りする際に観察された大きな困難についても懸念を表明した」と要約されている。

男女共同参画に関して報告書は「同作業部会は、2023年の男女格差指数で日本が146か国中125位にランクされたことを受けて、日本における男女賃金格差が根強く残っていることに懸念を表明する。フルタイムの女性労働者の賃金は、男性の75.7%に過ぎない。さらに、女性は補助、臨時雇用、パートタイムの仕事に限定されることが多く、その結果、キャリアアップの機会が限られ、福利厚生も少なくなっている。女性は非正規労働者の68.2%を占めているが、男性の80.4%しか稼いでいない」と指摘している。また、「現在、女性経営幹部の比率は就労者のわずか15.5%と低く、政府と民間部門のさらなる対応を必要とする懸念すべき傾向にある。女性の昇進が拒否されたり、セクハラが懸念される事例が報告されていることから、リーダーシップや意思決定の役割においてジェンダーの多様性を促進する必要性が浮き彫りになっている」とした。さらに、政府が導入した育児休暇規定は「世界で最も寛大なもの」と評価する一方、「取得率の低さ（2022年時点で17.13%）は、2025年までに50%の比率を達成するという政府の目標に大きく及ばない。同時に、妊娠中の女性が解雇される事例に関する懸念に対処するには、早急な対応が必要である」と指摘している。

女子差別撤廃条約実施状況第9回報告の審議に関する女子差別撤廃委員会（国連人権理事会が設置している外部専門家からなる組織）の最終見解^{*7}^{*8}は、2024年10月29日に公表された。この最終見解で同委員会は、「夫婦に同じ氏を使用することを求め、事実上、女性に夫の氏をしばしば強いることとなる民法第750条を改正する措置がとられていないことや嫡出でない子の出生届における差別的な記載に関する戸籍法の規定の保持に懸念をもって留意する」とした。さらに「雇用」については、(a)未だ大きな男女間の賃金格差、その原因の一端が同一価値労働同一賃金の原則の不十分な実施と、労働市場における水平的・垂直的分離の継続にあること、(b)管理職に占める女性の割合がわずか15%で、締約国（筆者注：この文脈では日本国を指す）が設定した目標の30%を大きく下回っていること、(c)コース別雇用管理制度の名残により、家族的責任が原因で女性が低賃金の事務職や

パートタイム、低賃金労働（インフォーマル経済も含む）に集中し、年金受給に影響を与えているとともに、妊娠と出産に関連した差別的報告が絶えないことなどを「懸念をもって留意する」とした。

わが国の対応と銀行界の現状

日本国内では、政府が「企業等における女性活躍の一層の推進」「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組みの一層の推進」「個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現」「女性活躍・男女共同参画の取組みの一層の加速化」について、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めるとして、2024年6月、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」を決定している^{*9}。また、制度面では、2024年5月に育児・介護休業法および次世代育成支援対策推進法が改正され、「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」「育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化」「介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等」が講じられた。さらに、「女性活躍推進法にもとづく男女の賃金の差異に係る情報公表について、義務対象を常用労働者の数が101人以上300人以下の一般事業主へ拡大することについて施行状況を踏まえて検討する」との方向性も示された。このように、男女共同参画は、わが国におけるSDGs達成の最大のチャレンジであり、官民が協調してその推進を図ることが強く期待されている分野である。

全国銀行協会では、毎年、会員行に対するSDGs/ESGの取組みに関するアンケート調査を実施している。2024年7月末時点の取組み内容を尋ねた調査（113行が回答提出）では、ダイバーシティに関する設問を拡充しているが、その集計結果からはわが国銀行業界においても男女共同参画について多く課題が残されていることが明らかになった。

まず、会員行の女性役員比率（平均）は8.8%に留まっている。女性の役員比率のKPI設定を設定しているのは10行（9%）に過ぎない。会員行の女性管理職比率（平均）は20.0%である。さらに、男女の賃金の格差の解消に係るKPIを設定しているのは14行（12%）に過ぎないという結果になった。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、その第四条で、（事業主の責

*7 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100752116.pdf>

*8 https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/report_241030_j.pdf

*9 https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2024_honbun.pdf

務)として、「事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、または雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みを自ら実施するよう努めるとともに、国または地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない」と規定している。わが国銀行業界には一層の取組み強化が求められる状況にある。

GX（グリーントランスフォーメーション）に関する政策動向

2024年は日本国内でGX（グリーントランスフォーメーション）^{*10}について進展が見られた年でもあった。今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要であることから、国として長期・複数年度にわたり投資促進策を講ずるために、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」にもとづき、20兆円規模の「脱炭素成長型経済構造移行債」（GX経済移行債）を発行していくことになっている。また、このGX経済移行債（およびその借換債）については、化石燃料賦課金および特定事業者負担金の収入により、2050年度までに償還することとされている。2024年2月14日には、個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」として第1回の入札が実施された。2024年中には合計5回の入札（リオープン発行を含む）が実施され、募入決定額は合計で2兆6,485億円に達した^{*11}。わが国銀行界でも、複数の銀行が当該国債への投資を実施するに至っており、自主的に投資表明を行った銀行もあった。

2024年7月1日には、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）が業務を開始した。同機構は、金融支援基準にもとづき、債務保証等の金融支援を行う。具体的には、GXの新技術の社会実装を図る際の資金供給に対して、民間金融機関等が真に取り切れないリスクを特定し、その部分についてリスク補完を行うものとさ

れている。資本金は109.8億円（2024年5月15日時点）であり、その出資者にもわが国銀行界から、複数の銀行が名を連ねた。

移行計画をめぐる動き

2024年は、国際的には「気候移行計画（Climate Transition Plan）」のあり方に注目が集まった年でもあった。気候移行計画とは、組織がすべてのプロセス、業務、ビジネスモデルを移行させ、指定された期間内に公約を満たすための戦略を説明する行動計画を指す。この計画は、組織が温室効果ガス削減目標を達成する方法の詳細と、組織のビジネスモデル、戦略、財務への影響を利害関係者に提供するためのツールだとされる^{*12}。

こうした気候移行計画の導入に早くから取り組んできた英国では、2022年3月に財務省が移行計画タスクフォース（TPT）を立ち上げ、産業界、学界、規制当局のリーダーを集めて、金融と実体経済の移行計画開示の優れた実践方法を開発するという取組みを進めてきた。2024年10月31日にタスクフォースは最終報告を公表し^{*13}、その活動を終えた。この間、情報開示フレームワーク、セクター固有のガイダンス、移行計画に関する法的考慮事項に関する文書、その他のさまざまな基準やフレームワークへの技術的マッピングなどが開発されたが、2024年6月からIFRS財団がTPTの開示固有の資料の責任を引き継いだ。

また、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の開発と実施支援を担当する機関である欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の要件に従い、ESRSにもとづいて報告する企業を支援するために、2024年11月4日に移行計画実施ガイダンスの草案^{*14}を発表した。同年11月13日には証券監督者国際機構（IOSCO）が、「移行計画の開示に関する報告書（原題：Report on Transition Plans Disclosures）」^{*15}を公表し、移行計画の開示が投資家保護と市場健全性をサポートできるとしたうえで一連の協調行動、とりわけ一貫性と比較可能性の確保の必要性を強調した。乱立する移行計画ガイダンスに対して、整合

^{*10} 「グリーントランスフォーメーション」は、日本独自の政策用語（造語）である。2022年2月に、政府は経産省産業技術環境局の「GXリーグ基本構想」でこの言葉を採用し、7月に設置されたGX実行会議の会議名称にも掲げられた。第1回同会議では「産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会・産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の改革、すなわちGX（グリーントランスフォーメーション）を実行すべく、必要な施策を検討するため、GX実行会議を開催する」との説明がなされた。

^{*11} <https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/JapanClimateTransitionBonds/index.html>

^{*12} <https://www.epa.gov/climateleadership/climate-transition-planning>

^{*13} <https://itpn.global/wp-content/uploads/2024/11/Final-Report-Progress-Achieved-and-the-Path-Ahead-TPT.pdf>

^{*14} <https://www.efrag.org/system/files/sites/webpublishing/Meeting%20Documents/2410151235139050/04-02%20-%20Transition%20Plan%20IG%20V1.7.5.pdf>

^{*15} <https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS747.pdf>

性が重要であり、それによって国別の移行計画要件が異なる場合でも、投資家がさまざまな管轄区域間で情報を理解し比較できるようになると報告書は主張している。

なお、日本国内でも、2024年8月30日に任意団体「TCFD コンソーシアム」が「移行計画ガイドブック」^{※16}を公表している。これは、移行計画を「低炭素・脱炭素社会への移行と価値創造を企業がどのように両立させるかについて、可能な限り明確に示した意思決定に有用な情報」と位置づけるなど特徴的な内容となっている。

移行計画は、銀行自らがネットゼロに向けた温室効果ガス削減目標を達成していく道程を明らかにしていくものであると同時に、事業会社等に対してエンゲージメント等を行う際の重要な情報源となる。このことから、国内外の移行計画の構成要件に関する議論や制度化の動向に、今後一層注視すべきであるといえる。

金融業界の二極化とわが国銀行界 ならびに個別行に問われるスタンス

商業銀行、投資銀行、資産運用会社、保険会社、ソブリンウェルスファンド、ヘッジファンド、中央銀行、開発銀行からなる会員組織（世界490機関ほど）である国際金融協会（IIF）が2024年9月に公表したスタッフレポート「ネットゼロへの移行における民間金融の役割に関する議論の再設定（原題：Resetting the debate on the role of private finance in the net zero transition）」^{※17}は、「多くの政策立案者、規制当局、市民社会の主体は、金融セクター、特に規制対象の民間金融機関の役割に重点を置いてきた」としたうえで、「金融業界は地球規模の気候目標を強く支持しているものの、移行の促進役に過ぎず、唯一の推進者ではない。実体経済の移行を支援する金融部門の取組みが成功するかどうか

かは、基本的には実体経済の動向に左右される。民間部門の金融仲介が経済変革を支援できるのは、移行投資のビジネスケースが強力で、移行資金の需要が明確で、市場のシグナルが明確である場合のみである」として金融機関が実体経済における行動を促進できるし促進すべきだという見方に懸念を表明し、「金融機関が顧客、取引先、投資先企業の意思決定に影響を与える能力を過大評価している。金融機関が実体経済の脱炭素化を主導することは実現不可能であるだけでなく、適切でもない」との主張を展開した。

他方、2024年10月には、英国財務省とエネルギー安全保障・ネットゼロ省の委託を受け、The City of London Corporationが実施した調査「トランジションファイナンスを拡大するために／トランジションファイナンス市場レビュー（TFMR）からの考察（原題：Scaling Transition Finance: Findings of the Transition Finance Market Review）」^{※18}が公開された。そこでは、グリーンファイナンスの大幅な成長にもかかわらず、世界的な移行を支援するために必要な資金には7兆米ドルを超える大きなギャップが残っていることを指摘して、トランジションファイナンスを効果的に拡大するための推奨事項を示した。また、主要な金融センターである英国が、国内および世界の脱炭素化の取組みを支援するトランジションファイナンスをリードする可能性を秘めていると評価した。

このように2024年には、金融業界にふたつの異なった見解があることが浮き彫りになった。2025年には、米国で気候変動対策に懐疑的で国際協調主義にも消極的な新政権が発足する。わが国銀行界ならびに個別行にも、SDGs/ESGに関連する取組みスタンスが改めて問われることになるだろう。

※16 https://tcfd-consortium.jp/pdf/news/24083001/Transition_Plan_Guidebook_J.pdf

※17 https://www.iif.com/portals/0/Files/content/Regulatory/32370132_iif_staff_position_paper_on_net_zero_transition_final_publication.pdf

※18 <https://www.theglobalcity.uk/PositiveWebsite/media/Research-reports/Scaling-Transition-Finance-Report.pdf>



編集・発行元

一般社団法人全国銀行協会 パブリック・リレーション部

URL : <https://www.zenginkyo.or.jp>